

明治初期窮民授産史

— 都市窮民対策の展開 —

北原 糸子

目次

はじめに

一 東京府における明治初年の窮民授産策

二 窮民授産の具体的表現過程

1 東京府戸籍調所付属長屋

2 開墾会社東京授産邸

(一) 各授産邸開始に至る経過

(二) 収容窮民別にみた各授産邸の特色

① 一番邸

② 二番邸……士族三百余名の場合

③ 三番邸

はじめに

④ 四番邸

⑤ 二番邸……有籍の府下窮民層の場合

(三) 授産邸内における窮民の生活

(四) 授産邸内における授産の実態

3 救育所

(一) 三教育所の財政的基礎

(二) 収容窮民の実態

① 三田教育所

② 高輪救育所

おわりに

本論の課題は、従来看過されて来た東京府における明治初期の窮民対策の検討を通して、『窮民授産史』の設定を試み

ることにある。

私は、先に別稿において明治元々四年に至る東京府の一連の窮民対策を検討した⁽¹⁾。そこで明らかにした点は、明治初年の東京府の窮民対策は、戸籍編制前史としての脱籍無産者取締令と表裏一体を成して展開したということであった。ところで、脱籍無産者取締令が政治的浮浪士の取り締りを主眼としたものであることは論を俟たない。したがって、ここに明らかのように、東京府の一連の窮民対策の出発点は、維新変革によって無禄無産化し、政治的帰属先を失った士族層の処置として着手され、出発の当初から、戸籍編制成るまでの暫定策という性格を有していたということである。そして更に興味ある事實は、この期の歴史的現実においては、授産の対象が旧幕臣およびその陪從層等の無禄無産化士族層に留まらず、集団化した都市過剰貧民の処置にまで及んだという点である。より具体的に言うならば、維新政府の意図はあくまでも政治的浮浪士の処置にあったが、東京府はこの意図を越え、これを府内過剰人口の処置策として積極的に活用せざるをえなかったということである。

ところで、この点こそ、すなわち政治的に創出された窮民(＝旧旗下陪從を中心とする無禄無産化士族層)と経済的窮民(都市過剰貧民)という二様の窮民への処遇の同時的進行という点こそ、『窮民授産史』成立の論拠となるべきものである。

一般に近代救貧制度形成の契機は、移行期の都市問題の中に求められる。農村から都市への流入人口の激化↓都市無産化貧民の集団化↓都市貧民対策の発生という展開は歴史的普遍性を有しているからである。この観点に立つならば、旧幕臣・陪從層の処置として発意されたものの、実際には府内過剰貧民の問題との同時的解決として進行した窮民授産問題は、救貧制度史一般の中に位置付けられるべき歴史的属性を具備しているものと言えよう。しかし、私は、これを、次に述べる歴史的特質の故に、救貧制度史一般の中に埋没し尽すことはできないと考えるのである。⁽²⁾

第一に、明治維新という政治的契機は、この変革過程で創出された政治的窮民の処置という緊急課題をもたらし、この解決を動機に展開された窮民授産策は、先述する如き政治的および経済的な二様の窮民への処置として同時的に行したものの、常に政治的窮民への処事が優先され、都市貧民問題としての独自性が微弱であること、第二には、窮民授産策の目指した主要な方向が、移行期の都市貧民対策に一般に認められる窮民の熟練労働者化でなく、開墾農民化にあったことに示されているように、維新时期は、歴史的にはいまだ本源的蓄積期の前期に属し、農民層分解は本格化せず、構造的には、農村における農民層の分解が直ちに都市流入人口として現象化しないという我国の本源的蓄積期における特殊の在り方が拘わるからである。そこで、本論では当面ここから問題を設定することはせず、あくまでも窮民授産史の側面からのアプローチに問題を限定しておきたい。

さて、「窮民授産史」の設定にあたって必要となるのは、窮民授産における「窮民」とはいかなる存在かということであろう。この点について、先ず、明らかにして置かねばならないのは、明治初年という時点においては、勿論、「窮民」についての社会的な共通認識が成立している訳ではない。だからこそ、全く系譜の異なる二様の窮民が、維新政府の政治的判断のみによって、同じ「窮民」として処遇の対象となりえた時期だということである。したがって、このような歴史的時点を考慮し、「窮民」規定そのものを直接的に問題とせず、「窮民」がいかなる行政過程を経て設定され、また、いかなる方法をもって救済名目の許に政治権力の掌握下に組み込まれたかという視点から対象の把握に努めたい。そこで問題となるのが、「窮民」の行政的設定過程であろう。次節において、この点を述べたい。

最後に、救貧制度史から窮民授産史を独立させようとする場合、時期においては、明治元々四年の戸籍法制定までと、都市貧民、就中、東京府のそれに問題の範囲を限定していることを付言しておく。

(一) 拙稿「明治初年東京府における窮民授産」(和歌森太郎先生還暦記念論文集)『明治国家の展開と民衆生活』所収、一九七

(2) 救貧制度史の現状では、私がここで分析対象とする窮民授産問題は殆んど見過されてゐる。(日本社会事業大学救貧制度研究会編『日本の救貧制度』一九六三年) 我国の近代救貧制度史に関する研究は、救貧制度そのものの貧困を反映してか極めて稀薄である。これに加え、我国近代救貧制度を語る場合、最初の統一的近代救貧法たる明治七年の恤救規則から説き起されることが一般的であり、恤救規則成立前の言はば過渡期の問題は殆んど見過されてゐる現状である。勿論、明治七年の恤救規則は、昭和四年の救護法制定に至るまでの約半世紀間、我国の公的扶助の根幹であつた訳であり、恤救規則の持つ特質を、即ち我国近代救貧体系の特質と把握して来たこれまでの諸研究の一般的帰結も、承認し得ないものではない。一般に、恤救規則の特質とは、本源的蓄積過程開始に先立つ前期的段階に於ける絶対主義的救貧法であり、その法的構造は、同規則前文に謳われる、本来的には「済貧恤窮ハ人民相互ノ情宜」によるべきであるが、「目下難差置無告ノ窮民」を天皇の仁恵により救済するという前提の上に、受給要件の嚴格、その結果による救済対象の極度の限定、救済内容の貧困を特徴とする「近代」の名を冠するに値しない内容を持つ救貧法だとされている。ここに、一つには濫給による貧民の怠惰の増長を危惧する為政者固有の政治姿勢があつた事は事実だが、無論それだけの結果ではない。事実関係から言えば先述した東京府に於ける明治初年の窮民授産策による一万数千の窮民の既処置という事実も関与したと考える事はできないだろうか。勿論、法的系譜から言えば、恤救規則は「窮民一時救済規則」の転化発展、もしくは集大成であり、私が本論で説こうとする「窮民授産策」との法的系譜関係は認め難い(小川政亮「恤救規則の成立」(福島正夫編『戸籍制度と「家」制度』所収、一九五九年)。しかし、恤救規則に於ける濫給の抑止という特質は、濫給を行わなくても済ませられる政治的現実が成立していなければならぬ。とすれば、授産策を通しての「窮民」の既処置という歴史的事実の介在を無視する訳にはいかなくなるであらう。以上は、ここに言う「窮民授産策」と恤救規則との内的連関を指摘したものであるが、断絶の一面としては、窮民授産策は戸籍法制定に至るまでの暫定策であり、それ故に、恤救規則の規定する如き救済対象に対する嚴格な限定等が全くみられないということが指摘できる。因みに、第二回『日本帝国統計年鑑』(教育三三九頁)より明治九年以降数年の救助人員、金額を掲げよう。

年 度	救助人員	金 額
明治九年	六六七八九人	三一四三五円
一〇年	二九五七四人	五六二四円

一一年	一一九三〇二人	一八二一六円
一二年	八〇四九五入	四九五〇〇円
一三年	一七九八一〇人	六六〇六九円

なお、右の数値は恒久的救済のみでなく、一時的救済（羅災窮民対象）をも含む全国的規模のものである。この点を考慮に入れるならば、救済の枠の驚くべき狭さに思いを致すことができよう。

また、ここに言う「窮民授産策」終焉後、東京府においては、開墾事業の印旛県移管、三教育所、三授産場の廃止が決定された後、脱籍無産者復籍方に付いては「生業難相立者ハ以来……徒場へ入レ刑人ト區別立置職業為相管」すべき事が令される（『法令全書』明治四年二月二十六日、第六七〇）。しかし、市中における乞食、浮浪の徒の処置に窮した東京府は、ロシア皇太子来日の件を契機に、旧町会所七分積金を基金として明治五年一月一日養育院を創設し、ここに無告の老幼癡疾を收容することとなった。養育院創設以来明治五年度末（五年十二月二日）までの入院総数三二三人、年末在院者二四五人であった。六年以降の在院者数は二〇〇〜四〇〇人前後の数値を示している。『養育院百年史』一九七四年）これらの数値を、本文で後述する下総開墾基金及び同東京授産邸、三教育所の救済人員、救済額と比較して頂きたい。ここに言う「窮民授産策」はその規模の面においても、またその、政策遂行の歴史的同時においても前述の諸策とは異質の系譜に属するものであることが明らかとなる。

一 東京府における明治初年の窮民授産策

『窮民授産史』という問題設定においては、各々系譜を異にする「政治的窮民」と「経済的窮民」という二様の窮民が同一の窮民授産の対象となったという点が重要な点である。ここで問題となるのは、現実に窮民が存在したか否かという点ではない。窮にしる、貧にしる、社会史的観点に立てば、相対的なものであることは言うまでもないからである。したがって、問題とすべきは、いかなる層の貧民が、いかなる経緯を経て行政的措置の対象として把握されたかという点である。この問題については、既に別稿で具体的検討を試みたので、左に問題点のみを述べよう。

窮民の行政的設定においてエポックとみなすべきは、旧幕臣層の場合、朝廷不帰順の旧幕臣を浮浪之輩と同列に位置付け、以後頻発される脱籍無産者取り締りの対象とした元年一〇月二七日の太政官から東京府への沙汰⁽²⁾、および二年二月五日「府県施政順序」第四項戸籍編制の⁽³⁾ことであろう。後者は、府県に限ったとは言え、これを契機に、政治的浮浪士に限らず、必然的にありとあらゆる無籍者が脱籍無産者取締令の対象とされたという点で注目すべきものと考えられる。これらの転回点を経て、それまで帰籍を専らとした脱籍無産者取締令はより実効能力のある現実的施策への転換が計られる。下総小金佐倉開墾はこのような状況の中で構想された具体的一施策であった。次の史料は、この開墾に関する二年三月一〇日の行政官沙汰⁽⁴⁾である。

東京府

今般戸、籍改正、被仰付候ニ付テハ、無産ノ徒下総小金原へ相移シ開墾ニ使役可致取締方ノ儀ハ於其府至当処置可有之旨御沙汰候事但
地所之儀ハ葛飾具可打合事⁽¹⁾（傍点……引用者）

右史料中傍点を付した箇所⁽¹⁾に明らかなように、下総開墾は、戸籍改正に際して無籍無産の徒を開墾農民化せしめるべく発案されたものであり、戸籍改正こそ見逃してはならないこの施策の出発点である。

ところで、東京府は、この開墾策を、無籍無産の士族層の処置に限定して考えていた政府の意図を越え、府下過剰貧民の処置策として積極的に利用した。後述する如く、現実に開墾地入りした東京窮民のうち、有籍の市中貧民が全体の三分の二を占めたという事実⁽⁵⁾に留意する必要がある。これら有籍の市中貧民が行政上の措置の対象となる過程で一つの意味をなしたと思われるのは、二年八月の貧富別の市中人別調査⁽⁵⁾である。この結果は、

〔東京市中⁽⁶⁾〕

一、惣人数五拾万三千七百余人

内 富民⁽⁷⁾ 地主地借⁽⁸⁾ 拾九万六千六百七拾人程

貧民

床借^(朱)

貳拾万七千七百六拾人程

極貧民

同御救戴候者^(朱)

拾万三千四百七拾人程

極々貧民

同教育所入相願候者^(朱)

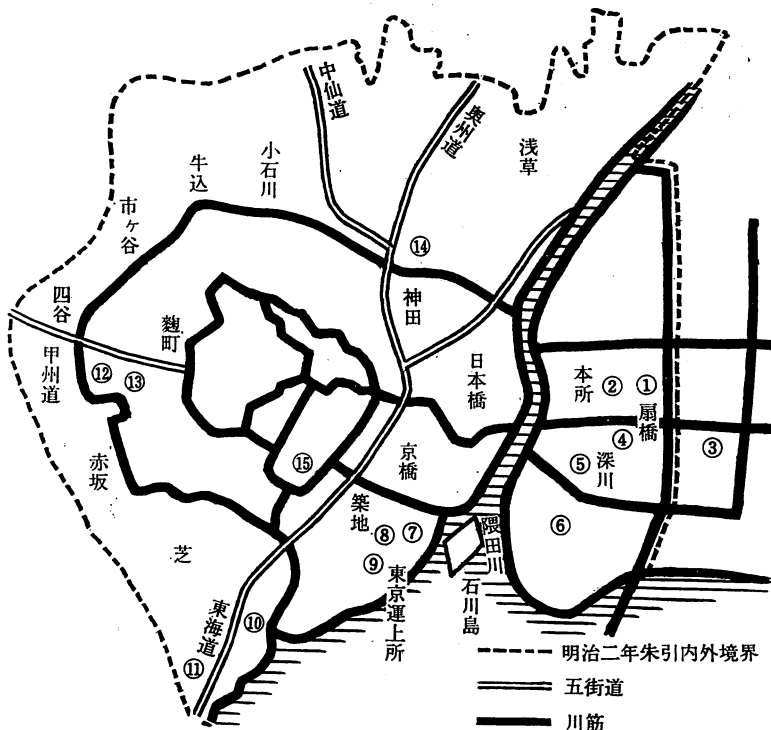
千八百人程

として、市中世話掛りより府に提出された。ここで注目したいのは、貧富の区別の基準を地主、地借層以上と床借層以下としていること、貧民層に段階的差異を設け、今までの扶助給付の有無を以て、貧民と極貧民の区別を立てていることである。行政上、何らかの措置の対象とすべき窮民とは、ここに言う極貧民、極々貧民を指すのであり、この調査結果による一応の量的把握が以後の行政上の一用途となるべきものであったと考えられる。

さて、以上のような行政的設定を踏まえ、先述した窮民授産策が展開される。二年に開始され、四年末にほぼすべての施策の終焉を迎える一連の窮民授産策の各年毎の凡その特徴は以下の如くである。

明治初期の東京府における窮民授産策のうち最大の比重を占めるものは、規模においても、現実にも果たした役割においても下総開墾である。この開墾に代表される二年段階の授産策の方向は、窮民の府外への放逐、開墾地への土着化を通して無産者の有産化を計るものであった。この方向を志向できない窮民——例えば老幼廢疾等——は教育所における処遇の対象とされた。三年段階は授産工場設置にみられるごとく、窮民をして機織業、紙業等の専業的賃労働者化を目指せるといふ新傾向が打ち出された。その規模は二年の既処遇の窮民数と比すれば極めて小規模なものでしかないが、授産工場の運営、窮民への授産方式に萌芽的であるにせよ、産業資本家の合理主義が導入された点で注目すべきものがある。四年段階は、四月の戸籍法制定、七月の廢藩置県、同月の民部省廃止等打ち続く新施策の展開をもって維新政治史上の転換期を迎えるとともに、窮民対策の政治的緊急性も稀薄化するという背景のもとに、資金調達の問題を理由に、窮民授産の諸策も事半ばにして、漸次廃止の方向が決定された。これは、一連の窮民授産策が、当初から戸籍編制成る

第1図 明治2年—4年、東京府内諸授産関係施設



- ① 扇橋藤堂旧邸, ② 開墾会社拝借地, ③ 八右エ門新田松平肥後邸四番邸, ④ 深川鑄銭座跡救小屋, ⑤ 東京授産場(深川), ⑥ 深川三十三間堂内救小屋, ⑦ 通商会社(開墾会社同居), ⑧ 築地土州邸二番授産邸, ⑨ 築地備前邸三番授産邸, ⑩ 三田教育所, ⑪ 高輪教育所, ⑫ 麴町教育所, ⑬ 麴町授産場, ⑭ 下谷和泉橋藤堂邸一番授産邸, ⑮ 幸橋御門内南部旧邸(東京府戸籍調所)

までの暫定策として着手されている以上、ある意味では必然の結果であったと言えるのである。

東京府における明治四年までの窮民授産策の施設史的展開は左のごとくである。⁽⁶⁾

明治二年

三月 下総開墾に無産の徒を

使役せしめる旨布令、お

よび事業の準備開始

四月 三田教育所設置

八月 諸大名上地跡桑茶開墾

の布告

九月 麴町教育所設置

〃 深川四八、四九番組内

に窮民救小屋設置

〃 高輪教育所設置

一〇月 芝一五、一六番組、貧民扶助の芝会社設立

三年

三月 深川西平野町に深川授産場設置

五月 士族陪従者扶助規定成る、このうち生計立ちがたき者を下利根川寄洲開墾に募集

〃 麴町紀州邸跡に麴町授産場設置

六月 北海道根室三郡東京府管轄とし、府下窮民の移住を計る

（ただし、同年八月、同三郡の東京府管轄免除となり、計画中止）

四年

六月 下谷二町丁元藤堂邸内に授産場設置

九月 三授産場廃止の決定

一〇月 三救育所廃止の決定

一〇月 高輪救育所払下ケ

一二月 深川授産場払下ケ

〃 下総開墾事業東京府より印旛県へ移管決定

（新置県に伴い開墾地印旛県管轄下となるに付き）

(1) 詳しくは前掲拙稿参照、本論では論点の明示に留め、史料上の典拠は必要最少限のものを示した。

(2) 『法令全書』明治元年第九〇〇

(3) 右同書 明治二年第一一七

(4) 右同書 “ ” 第二六九

(5) 『東京市史稿』市街篇第五〇卷六八五頁

(6) 明治四年までの各年毎の個別的検討については前掲拙稿参照。

二 窮民授産の具体的実現過程

本節では、窮民收容施設の個別的内容を検討することにより、授産策の実現過程を明らかにする。

授産とは、言はば、「一已ニ而生活之道相立可申」よう、産、若しくは産を形成する技術を授けることである。そして、授けらるべき産の内容は、その時点の経済的、社会的条件に規定される。したがって、明治初期のこの段階においては、授産の内容が農業、もしくは江戸時代以来の伝統的手工業に限定されていたことは言うまでもない。そこで、本節では、授産内容の検討に多くの議論を費さず、窮民が授産策を通して維新政府にどのように掌握されていたのかを考察の主要な対象としたい。その場合、窮民掌握の過程がもつとも端的に示される明治二年の窮民收容施設の設置過程に問題を限定する。

東京府において、明治二年開設された窮民收容施設は、各施設の設置目的により、左のように大別される。

(一) 東京府戸籍調所付属長屋（二年三月）

(二) 開墾会社東京授産邸（二年八月）

(三) 救育所（二年四月）

各施設の個別的検討に入ろう。

1 東京府戸籍調所付属長屋

明治二年二月の府県施政順序中戸籍編制のことが令されて以来、戸籍編制の前提としての脱籍無産者取り締りの徹底が必然化する。就中、東京府における三月中の脱籍無産者取り締り、戸籍編制関係の布令は相当の頻度に及ぶ。遂に東京府においては二年三月二五日、無籍者復籍化は次のような形で実現した。東京府戸籍改正懸によって、元新徴組隊員一五〇人の東京府戸籍調所付属長屋（幸橋門内南部藩旧邸）への收容が決定されたのである。左の史料は、同邸が後に窮民收容施設として活用されて行く発端の成り行きを示すものである。⁽¹⁾

軍刑東三局掛り

南部邸江可入夏

二元新徴組

大津彦松隊百五拾人程

是非御談申上候新徴組自訴之もの元南分邸江暫時入置候積ニ付兼而御談之通一小隊程之人数早々南部元屋敷江至急御遣し被下度此

三月廿五日

段御依頼申入候也

東京府判事

右は、元新徴組隊員の收容に際し警護兵を要請したものである。この要請の翌三月二六日には、警護兵として下大夫溝口越前の兵一小隊（兵士四〇人）が配属され、二八日には警護規則も定められ、直ちに同邸への元新徴組隊員の收容が開始された。四月段階の同邸は、「南部旧邸ニ追々差入相成候浪士其外人員次第ニ相増⁽²⁾」す状態であった。四月の一時点（日付不明）の同邸收容窮民の構成は第一表のごとくである。これによって、元新徴組隊員を除けば、入邸者の大部分は旧旗下陪従およびその家族であったことがわからう。

「賄方積書」によれば、

第1表 東京府戸籍調所(南部
邸)収容窮民数(明治2年4月)

前	歴	世帯数	
旧	幕	臣	15
"	陪	從	94
朝	臣	從	8
行	政	配	3
元	新	支	45
箱	館	徵	11
諸	降	組	2
無	伏	人	1
		藩	
		籍	
計			179

出所)三井文庫所蔵史料 別2491

注1)総人員 538人

2)旧幕臣中1世帯、同陪從中より7世帯は「東京府使部勳中」とありここに在邸して、東京府使部に勤務し、やがて出邸している。

3)前掲拙稿70頁表10を補足修正

「一、玄米五合 一日壹人分

但升納受取渡車力春減凡一割三步白米ニシ
て四合三夕五才

一、朝一汁香之もの昼夕香之物一日三度壹人前
錢式百文宛被下候支

③

とされ、入邸者に対しては商人の賄請負によって、一日
玄米五合、三食が給付された。

右の賄内容を基準に、一ヶ月凡そ千人の浪人収容を用途に四月分賄入費として玄米一五〇石、雑用錢錢九千貫文が會計官より府へ渡されている。この一ヶ月千人とする数値は、現実の収容人員に近いものとして捉えることができよう。一ヶ月千人、延人員とすれば三万人となる。この期の収容窮民の平均在邸日数が算出できないので、収容窮民の概数は算定できないが、相当数に登る無籍者が復籍までの期間在邸したと推定される。

同邸は、東京府戸籍調所であり、同時に窮民収容開始当初の四月段階、無籍者復籍成るまでの仮収容所のごときものとして機能した。しかし、元新徴組を筆頭とする危険分子を政治的虚脱状態に置き、かつ怠惰心を生ぜしめず、自らの活計の道を得させることは至難に近かった。したがって、収容開始当初は政治的暴発を未然に防止することが第一とされ、嚴重な警護兵で周囲が固められ、出門も自由にさせなかった。

五月中、邸内浪人に対し示すことを予定した申渡の案文には、

南部旧邸江被差入候浪人之内刑法官より引渡相成候者共風俗甚不宜遂々如何之挙動も相聞候間此度左之通以書付申渡長屋毎二張

為置可申哉相伺申候

申渡

……（中略）

一、男女共門外いたし候儀決而不相成女子者断次第門出為致候支

一、御救助中私ニ集會決而不相成候支

一、私党を結候儀者勿論申争相決而不相成候支

……（以下略）

巳五月

東京府⁽⁴⁾（傍点引用者）

教諭の力点は、右の引用文中傍点を付した集會結社の儀を禁ずることであつた。したがって、「風俗不宜」る者が、いかなる意味において宣しからざるのかが推量されよう。

しかし、右のような申渡をせねばならない『不穩』な状勢は、五月中旬、元新徴組隊員九四名が復籍拒否の挙に出⁽⁵⁾、再び刑法官に引き渡されるといふ一件の後は鎮静した模様である。その後同邸における無籍浪人の復籍化は順調に進展して行くからである。

六月に至ると、無籍無産者で、扶助を求め、入邸を希望する者が増加したため、下谷藤堂旧邸も、復籍予定者仮収容所として利用されることになつた。この間の事情は左の史料によつて窺える。

自今入邸之儀願出候諸浪人江申渡候覺書

一、以来南部旧邸并下谷竹門元藤堂中屋敷江移住申付候上者帯刀取揚入邸之翌日より家族人別ニ応シ十日之間御扶助被下其余者十四五才以上之男女老入ニ付金老兩つ、為元手金被下十三才より以下之子供ハ男女共為御手当金老分つ、被下御長屋者貸被置候間銘々粉骨碎身商売又者出稼手細工いたし一巳ニ而生活之道相立可申支

但仮令往来等江家台見世或者葭賞張等差出又者人足等ニ出候共不苦候事（以下略）⁽⁷⁾（傍点引用者）

この段階においては、これらの施設の内容が徐々に整備されたものになって来たことは入邸者「掟書」にも明らかである。

掟

- 一、御賄頂戴十日限之事
 - 一、元手金巻両頂戴之事
 - 一、十日後ニ至リ食物之儀者銘々相調へ候哉又者焚出所より買取可申哉銘々之心得ヲ以飲食可致事
 - 一、各業を怠り一身之活斗難立逃去候ものハ嚴罰を可加事
 - 一、門出入之儀者朝六時より夕六時限りたるへし万一夜分ニ及ひかへらざる者者嚴罰を可加事
- 右之条件堅可相守もの也

六月

戸籍調所

右の二史料中注目すべき点は傍点を付した、扶助米を十日間支給し、元手金を基礎に邸内外での稼ぎを認め、それによって生活せしめようとする点である。先に引用した五月段階の入邸者に対する厳しい規制とは容相を全く異にしている。この変化は、入邸する窮民の質的変容による。すなわち、当初、刊法官引き渡しの政治的危険分子から、もはや単なる窮民と化した無籍無産の入邸者の変容に対応しているのである。同邸が政治的浮浪士の強制収容所から単なる窮民収容所へ変化したと認められる点は、厳しい監視体制のもとで、扶助米を与え邸外での生活を全く認めなかった初期の段階から、邸内外での稼ぎを積極的に奨励し、これによる生計の道を立てさせることを窮民存在の一般的形態としたことに端的に表われている。

しかしながら、単に復籍のみを目的としても「数千之浪人願出其中復籍いたし候者十二三者無籍無産之徒而已若干相成」る状態では復籍の実も上がらず、かと言って南部邸に留め置いて「御扶助被仰付候而者際限も無之」きことであった。そこで、二年三月着手され、六月には一応原野開墾地化の目的も付いた下総開墾が「銘々身体を勞し、永久之産

業ニ在付」⁽¹¹⁾けさせるものとして、入邸窮民に明らかにされたのである。下総開墾は、復籍できなかった政治的窮民の最終的処遇策として考案されたものであった。

開墾地送りを前提として開墾局引き渡しとなった窮民の在邸状況は次の史料⁽¹²⁾によって窺えよう。なお、史料は二年九月末段階のものである。

一、両邸人員凡千貳百人

内 南部邸 五百貳拾貳人

旧藤堂邸六百七拾八人

授産方之事

一、当邸（南部邸：引用者）手狭ニ付開墾局ニ而築地備前邸同所土州邸を受取普請ニ取掛候ニ付同所草取人足ニ召使ひ当邸中之窮民六拾人差出老入ニ付一日銀六匁ツツ賃銀相渡候事

一、邸内老幼等之者ニ而麻季糸又者多葉粉切等之手業申付品相渡夫々授産いたし出来上之上者銘々相当之賃銀相渡遣し申候事

一、備前邸江引移り候上者炭団を為製候積尤器械相渡可申事

一、当時邸中之ものハ重ニ古釘直し或者町家江出商致し居候

これによって、無籍の元士族が家族を含め約一二〇〇人在邸し、やや本格的な授産体制下に生活していたことが知られる。授産体制の本格化は、賃稼ぎの内容を邸内外の稼ぎとした六月段階の漠然とした内容のものから、老幼の手内職、稼ぎ人（一四才以上、五九才以下）による出人足等、年令相応に授産職目が宛行われ、器械の使用等が導入されている点に認められる。

なお、南部邸は、十一月末までに在邸窮民を開墾会社東京授産邸へ引き渡し、後、引き払いが決定され、窮民収容施設としての初期的使命を終えることとなる。

以上によって、我々は、二年三月には政治的危険分子の拘禁的存在であった東京府戸籍調所付属長屋が、その内容を窮民収容所から、更に窮民授産施設へと変貌させて行く過程を跡付けることが出来た。

既に指摘したように、この変容過程こそ、まさに政治的窮民の政治性喪失の過程なのであった。政治的窮民がこの過程を経て、単なる窮民と化すことにより、次項で検討する下総開墾策において、市中貧民とともに処遇の対象とされる史的前提が形成されたことになるのである。

(1) 東京都公文書館蔵「府治類纂」戸籍、なお、この書は、東京府における明治初期の無籍者の動向を伝える史料として注目すべき内容を持つと思われる。これについては、既に、福島正夫編『家制度の研究』資料篇三(一九六七年)明治前期東京府戸籍法令集に史料として相当部分が納められている。また、解説の項(同書四二~七四頁)においては、東京府戸籍法令が、他府県に比し、独自の地位を保つことを、主に武家地処理との関連で推察しているが、本論文で考察の対象とした無籍者対策(特に旧旗下および陪従層)は言われるところの独自性形成への実態的過程を示す一側面となろう。しかし、初期の東京府戸籍編制問題は、士族層の族籍処理等を含め、多くの未検討部分が残されて居り、法令的展開に限らず、行政の実態も併せ考察することが重要である。

(2) (3) (4) 右同書

(5) 右同書中、この一件については、元新徴組隊員大津彦松を首に「徒党を結、隊中一同者決而難相離事と申立」てたとされてい⁵⁰。

(6) 『法令全書』明治二年第四四七、第四五九

(7) (8) (9) (10) (11) (12) 「府治類纂」戸籍

2 開墾会社東京授産邸

(一) 各授産邸開邸に至る経過

東京授産邸とは、小金原開墾遂行のため、府内豪商に結社せしめた開墾会社⁽¹⁾に対し、窮民の原野送致までの間、彼等

第2表 開墾会社東京授産邸概要

呼 称	旧 藩 邸 名	所 在 地	坪 数
一 番 邸	津 藩 藤 堂 邸	下 谷 和 泉 橋	不 明
二 ”	土 州 邸	築 地 軽 子 橋	6454坪
三 ”	備 前 邸	”	不 明
四 ”	会津藩松平肥後抱屋敷	深川八右エ門新田	3293坪

1) 坪数については三井文庫史料追 894 によったが、『東京市史稿市街篇』第55巻974頁に、払下げ時の坪数が記されている。ただし、四番邸3758坪となっている。

2) 前掲抽稿63頁より引用

を収容して置く目的で、東京府より下げ渡された大名土地跡邸を指す。これらは開墾のための桑茶仕立場としても利用されたが、窮民収容所となったのは上表の四邸であった。開墾時期順に一〜四番邸と呼称された。これら四邸が開墾会社によって授産場として利用されるに至る経過を簡単に述べたい。そのためには、先ず、下総小金佐倉牧開墾の概略に触れて置く必要がある。

二年三月一〇日の、戸籍改正に付き、無産の徒を小金原開墾に使役せしめる旨の行政官沙汰は先に引用した。この時点で、政府が東京府から放逐したかった無産の徒は政治的浮浪士であったことは既に述べたが、三月一五日、東京府はこの無産の徒を政府の意図を越え、「府内千万之遊民」と拡大解釈し、集団化過剰貧民の府外放逐策として利用する旨の上申を行った。その後の事態の進展からして、この上申はほぼ政府の承認する所となったと判断される。下総開墾のこの拡大構想に伴い、三月二〇日開墾役所は開墾局へ昇格した。更に、四月二二日、開墾局、葛飾県協議の上、開墾地を旧時代の小金、佐倉牧に限らず、印旛沼開墾、下総海岸干拓とはば下総全土に亘る広大なスケールに発展させ、基金金二〇万両の他、富商による出資をもとに開墾会社を設立せしめ、開墾民を士族、在籍農商、無籍無産の三様から構成するなど開墾に関する具体案を明らかにした。これが「大意通り其局（＝開墾局……引用者）エ委任」されるに及び、この構想の具体化が東京府の一行政機構の成しうる所でないため、五月三日に至ると東京府開墾局は、民部官付属下総開墾局となった。翌五月四日、開墾基

立金二〇万両が下げ渡される旨達せられた。同一九日、開墾会社役員には、貿易商社役員が兼帯で任命された。同時に開墾局吏員も漸次任命され、二五日開庁の運びとなる。六月段階は、局、会社とも牧原野に関する調査、窮民移住に伴う事前の準備等に努力を傾注させていた。この時点では、下総開墾についての全体的展望は得られず、すべてが原野における窮民受け入れ体制の進捗状況にかかっていた。一方、東京においては、材木その他物置場、或いは桑茶仕立場として拝借願の出されていた大名上地跡のうち、次の諸邸が七月下旬下げ渡された。それらの諸邸は、深川扇橋藤堂旧邸、武州八右衛門新田松平肥後抱屋敷、深川伊予橋神保山城邸等であった。開墾会社による窮民收容は、無籍無産の旧旗下陪從層を既に收容していた藤堂邸（下谷）が、在邸者とも戸籍調所管轄下から下総開墾局へ引き渡されるという形をもって始められた。引き渡しの時期は、二年八月一〇日前後と推定される。この藤堂邸が一番邸と称された。続いて八月一九日には、窮民收容の長屋不足の旨を以て更に多くの明屋敷拝借願いが出された。このうちには、後に二番邸となる築地軽子橋土州邸、三番邸となる同備前邸が含まれている。この両邸は八月一九日の拝借願いが出されてから直ちに許可、引き渡しとなった。二番邸では九月七日、三番邸では九月一日から窮民收容の長屋修復が始められ、間もなく窮民入邸となっている。以上が四邸の窮民收容開始に至る経過の概略である。窮民は、出自により收容邸を明確に分けられていた。無籍無産、すなわち旧旗下陪從を中心とする士族層と、⁽²⁾有籍農商、すなわち東京府内の無産同然の貧民層である。したがって、各邸は收容窮民別に各々の特徴を有していた。次にこのことを検討しておく。

(二) 收容窮民別にみた各授産邸の特色

第三表は、各邸の收容人員規模とその他の一般動向の概観である。一番邸については、戸籍調所から移管となった時点（月日不明）から三年一〇月末、二、三番邸は二年九月から三年一二月、四番邸は二年一月から三年九月までの取扱

明治初期窮民授産史（北原）

総人員を基礎にしている。したがって、窮民授産事業終了時点の数値ではない。が、下総開墾に関する窮民取扱のほは完了する四年六月時点の原野行き窮民数六三四人と大差のない所から第三表をもって、各邸の凡その動向は窺えよう。本表によれば、原野行き窮民に限らず復籍者も含め、四邸を経過した窮民総数は八五九二人である。ただし、「追而入」とは、この時点での未入邸者であるから、実数は七七六四人となる。四邸の総人員の六三・九％は二番邸入邸の府下有籍の貧民であり、他の一・三、四邸および一番邸の一部は、旧幕臣陪従を中心とする士族層である。では、次に各邸毎の入邸窮民について検討したい。

第3表 東京授産邸収容窮民数（明治2年～3年）

邸名	総人員	追而入	老幼	原野行	出邸	脱邸	病死	教育所入	出生	邸替	在邸人員	備考
一番邸	1,842 ^①	465	(609)	653	391	74	26	50	9	229	5	起立～3年10月29日まで
二	5,487	396	(2,511)	4,889	28	30	64	50	9	30	30	～3.12.22
二	(士族) 300	17	(152)	648	6	51	23	4	4	15	50	〃
三	〃	738	(225)	459	161	43	49	11	19	〃	0	〃
四	〃	225	(24)	〃	89	〃	〃	〃	〃	〃	28	～3.9.2
計	8,592	828	(3,521)	6,149	675	198	162	61	32	240	113	
		878 ^②				108				(244) ^③		

出所) 三井文庫所蔵史料 追951、追952、追953

- 1) ①、②の数値は計算上の数値、計らひは史料上記載の数値。
 - ③は四番邸の脱邸病死合算した数値。
 - 2) 「老幼」らひは、総人員のうちのを人(60才以上) 幼児(13才以下)の人数を示す。
- 前掲拙稿65頁表4を補足修正

第4表 一番邸窮民在邸日数別分類

在邸日数	窮民数
〃 ¹¹	世帯 人 5 (19)
〃 90	7 (29)
〃 120	46 (153)
〃 150	34 (136)
〃 180	2 (9)
〃 210	1 (3)
〃 240	3 (13)
〃 不明	98 (362)
計	
備考	このうち 追而入、奉公出26名 病死 2名 脱邸 2名 出邸 2名 計 32名

出所) 三井文庫所蔵史料 追900

- 1) 明治2年6月～7月の間に在邸した者を対象。
在邸期間2年5月10日～2年11月29日迄出邸後は上野牧豊四季行。
- 2) 但し、例外は3年6月21日に出邸、七栄行の家族一例。

第5表 箱館戦争降伏人一番邸入邸者の動向

総人員	813人
内	牧地行 239
	牧地行家族他ニ預ケ候者 4
	出病 7
	被召捕候死者 19
	脱復 1
訳	牧地引移家族追而入候者 51
	追而入見合者 367
	28
	97

出所) 三井文庫所蔵史料 追901

②一番邸(下谷竹町旧藤堂邸)

先第三表によって、戸籍調所移管後、三年一〇月二十九日までの取扱窮民は一八四二人である。この人員のうち、二年六～七月の間、同邸に入邸した九八世帯三六二人を、在邸期間別に分けると第四表のごとくとなる。彼らの大半が旧幕臣陪従であり、他に若干の下級幕臣である。第四表によって明らかかなように、在邸期間半年未満が九四%で、大部分を占める。このグループは、三年六月まで在邸し原野行きとなった一世帯を除いて、すべて二年一月二十九日迄に下総小金上野牧豊四季に集団的に送り込まれている。九八世帯三六二人のうち、脱邸者二名、出邸者二名という事実のうちに、彼らは当初から原野行きを積極的に希望した者達であったと推定される。一番邸に入邸した者のうち、史料上検討可能な他のグループは、この豊四季行きグループ出邸後、二年一月～二月にかけて入邸する「静岡扱分窮民」と称される

第6表 二番邸窮民（士族層）在邸日数別分類と出邸後の動向

在邸日数	在邸者数	内訳	原野行窮民	復籍 "	脱邸 "	死 亡	教育所	追而入	その他
			世帯 人	世帯 人	世帯 人	人	人	人	人
30日	25 (56)		18 (46)		8	1		1	
90	21 (59)		10 (30)	3 (7)	14	1	2	5	
180	22 (78)		12 (42)	2 (9)	9	11	1	4	2(離縁)
270	11 (41)		6 (21)	2 (6)	9	4			1
360	5 (20)		1 (5)	1 (5)	7	2	1		
	7 (29)		6 (24)		1	1	1	2	
*特 例	3 (15)			3 (15)					
不 明	5 (8)		2 (3)		1	3	1		
計	99 (306)		55 (171)	11 (42)	49	23	6	12	3

出所) 三井文庫所蔵史料 追911

- 1) 特例とは、3家族15人の者で、いずれも2年5月～8月の間に南部邸、及び一番邸に收容され、その後二番邸に移り同邸に於いて門番を勤めた。二番邸引払まで在邸し、その後海運橋三井会社構内に移り、5年6月8日、幾らかの手宛金を下渡され出邸となった者である。
- 2) 出自は旧幕臣陪従

窮民である。彼らは箱館戦争降伏人であった。総人員八一三人。出邸後の動向は第五表に示した。原野行き人員は全体の三分の一であるのに、復籍率は四五%と半数弱に達する。これを先の豊四季グループと比較すれば、復籍率の高さに驚かれよう。これらの者は、二年末の入邸から約半年の在邸を経て、翌三年五、七月の間に復籍出邸している。復籍先は、府内町人、在方、静岡藩等である。出邸の際は、他邸窮民を上回る復籍手当金を受けている。これは彼らへの処遇が復籍を専らとしていることなどからして、箱館戦争の戦後処理としての特殊な政治的配慮が優先した結果であろう。これら敗惨兵を受け入れたことは開墾会社授産掛に極度の緊張感をもたらしたのであるが、彼らがいかに遇されたかについては、各邸内の窮民生活の実態を検討する際に詳述したい。なお、箱館降伏人のうち原野行きとなった者は、約六、八ヶ月の間、同邸に在邸し、下総佐倉牧七米、八街地区に送られていった。

②二番邸(粟地軽子橋旧土州邸)……土族三百余名の場合……

二番邸窮民の大部分を占める都市窮民については後述するとし、土族三百余名について概略の動向を把握しておきたい。開邸時二年九月～四年四月までの取扱総人員は九九世帯三〇六名である。すべて旧幕臣陪従およびその家族である。在邸日数別人員、出邸後の動向を第六表に示した。もっとも、在邸期間は二番邸入邸前の被收容期間——すなわち開墾会社授産邸開邸前の在南部邸、藤堂邸期間——も算入されている。これら窮民の入邸時期は第七表のごとくである。二番邸の開邸時期は二年九月であるから、他邸を経て来た者が四世帯一八人である。したがって、直接に同邸に收容された者が圧倒的に多い。また三〇六名の窮民のうち、約七〇%が二年一月～三月三日までに集中的に入邸している。この事実は、恐らく、東京府の窮民対策の一画期と目すべき二年一〇月～十一月の諸策との連関のうちに理解されねばなるまい。この時期は、一、窮民対策の展開上、稼働貧民に始まり老幼廢疾に至るまでの処遇策が企てられ、一応の完結点に達したこと、一、脱籍無産者生国府藩県送方入費に付き、統一規定が太政官布告をもって示され、帰籍の促進が

明治初期窮民授産史（北原）

計られたこと、一、東京府内武家地が東京府管轄となったこと、一、東京府士籍法が制定されたこと等の点からして、無籍者がその存在を曖昧にしておくことが許されなくなった時点と考えられる。したがって、この期の同邸入邸者は、この時点に至るも、帰籍すべき所を持たぬか、或いはその意図を持たぬ旧旗下陪從層であり、半ば強制的に開墾地行きを強いられ、入邸に追い込まれた者達ではなかったかと推測されるのである。この点は、彼らの大半が他邸を経ず、直接二番邸に収容された事実のうちにも窺えようし、第六表に示すごとく、脱邸者が復籍者を上回る一六%、実数にして四九名存在していることにも表われている。

第7表 二番邸窮民（士族層）
入邸時期別分類

入邸年月	窮民数	
2. 4	1 (3)	} 68戸 (213人) 68.7% (戸) 69.6% (人)
5	1 (5)	
6	1 (5)	
7	0	
8	1 (5)	
9	0	
10	1 (2)	
11	7 (27)	
12	24 (70)	
3. 1	9 (24)	
2	17 (62)	
3	11 (30)	
4	2 (4)	
5	4 (17)	
6	1 (3)	
7	2 (7)	
8	2 (4)	
9	1 (1)	
10	3 (12)	
閑 10	5 (12)	
11	0	
12	1 (3)	
4. 1	1 (1)	
4	1 (3)	
不 明	3 (6)	
計	99(306)	

第8表 南部邸入三番邸送窮民の出自

出	自	世帯数
旧幕臣陪從		97
旧幕臣		7
朝臣陪從		6
元新徴組		2
その他	無籍者1 元鳥取藩抱夫卒1 元五条殿家来	3
計		115

出所) 三井文庫所蔵史料 追911

1) 出自は旧幕臣陪從

2) 原野行き出邸者は、2年11月～12月の豊四季・五香・六実、3年6月～7月の八街・七米行が主たるものである。

3) 入邸期が2年8月までの者は、南部邸、及び一番邸から邸替され、当邸に入邸した者である。

出所) 三井文庫所蔵史料 追902

第9表 南部邸入三番邸送窮民出邸後の動向

行先	窮民数	死亡	追而入	出生	脱邸	その他
原野	世帯 67 (240) 人	9	8	3	1	2
復籍	26 (101)	9	3	7	1	
脱邸	15 (30)	1				3
救育所	3 (5)	1				
邸替	3 (3)					
計	114 (389)	21	11	10	1	5

出所) 三井文庫所蔵史料 追902

1) 他に1世帯(1人)在邸中に死亡

第10表 三番邸入邸者在邸日数(50家族の事例)

在邸日数 邸替経過	~90日	~180日	~270日	~360日	~450日	~540日	540日~	計
	世帯 1(3) 人	4(20) 人	2(6) 人	6(18) 人	11(47) 人	5(19) 人	4(15) 人	
南部邸入三番邸送								
一番邸入	1(3)	1(3)		1(2)	4(16)	1(5)	8(31)	
二番邸入	3(14)			1(4)	2(8)		6(26)	
三番邸入			1(4)		2(7)		3(11)	
計	4(17)	5(23)	3(10)	8(24)	19(78)	6(24)	50(196)	

出所) 三井文庫所蔵史料 追902「三番邸人員帳」中から抽出した50家族の事例

1) 在邸日数は最初に収容された時以来の通算日数

2) 出自はすべて旧幕臣及び陪従層

第11表 三番邸窮民出邸後の動向(50家族の事例)

出邸後動向	窮民数
原野	世帯 38(148) 人
復籍	8(32)
救育所	2(6)
邸替	2(7)
脱邸	11(3)
計	50(196)

出所) 三井文庫所蔵史料 追902

1) 第10表の50家族の事例の場合についての動向である。

2) 原野行き窮民は、在邸六ヶ月以内は五香、一年以上は七榮、八街、一年以上の者は油田牧へ送られている。

③三番邸(築地軽子橋旧備前邸)
第三表によれば、開邸以来三年一二月二日までの三番邸取扱総数は七三八人である。このうち、原野行き窮民は四五九人で、六二%を占める。他邸と比し、原野行き率は高い。抑も備前邸は、戸籍調所長屋の項で検討した二年九月二七日の引用史料(一〇二頁)に明らかなように、南部邸が「手狭ニ付」き借り受けられたものであり、当初から原野行き希望の窮民が収容されたのである。南部邸↓三番邸入という経緯を持つ入邸者は三番邸

明治初期窮民授産史（北原）

三番邸入邸者の一般的傾向を知るために、「三番邸人員帳」より抽出した五〇世帯について、三番邸入りまでの経過、在邸日数、出邸後の動向を第一〇、第一一表に示した。同邸入邸者は他邸を経過して来た者が多いので、在邸日数を通算すると、一年以上に及ぶ者が多数いる。

総人員中一一五世帯三九〇人である。彼らの出自、出邸後の動向等を第八・第九表に示した。元新徴組二名とその他の三名を除けば、朝臣となった朝廷帰順者を含め、殆んどが旧幕臣陪従である。彼らは南部邸開邸以来漸次收容されて来た者達である。原野行き率が高く脱邸者の少ない点は、比較的安定した授産体制がとられていることを予想させる。

第12表 四番邸入邸者概要（明治2年）

出 自	窮民数	出 邸 後 の 動 向		
		復 籍	脱 邸	原 野 行
旧 幕 臣	世帯 人 1 (2)	世帯 1	世帯 3	世帯 3
〃 陪 従	12 (24)	9	3	
元新徴組	46(153)	31	11	3
箱館降伏人	25 (29)	12	13	
諸 藩	1 (1)	1		
計	85(209)	54	27	3

出所) 三井文庫所蔵史料 追903

- 1) 明治二年の在邸者数であるが、同文庫所蔵史料追 951によれば、三年七月段階でのそれまでの総人員は225名とされ、このうち邸替20名であるので、本表中の人員209名が同邸收容の総人員に近いと考えてよい。
- 2) 入邸時期は記載がなく、不明、したがって在邸日数が算出できない。

第13表 南部邸入四番邸送窮民の出邸後の動向

(1)

(2)

前 歴	明治2年4月	明治2年12月	出 邸 後 の 動 向		
	在 南 部 邸	四 番 邸 入 邸	復 籍	脱 邸	原 野 行
旧 幕 臣	世帯 人 15	世帯 人 1 (2)	世帯 1	世帯 2	世帯 3
〃 陪 従	94	9 (19)	7	2	
箱館降伏人	11	11 (15)	4	7	
諸 藩	2	1 (1)	1		
元新徴組	45	43(145)	29	10	3
計	159	65 (179)	42	19	3

出所) 三井文庫所蔵史料 追903, 別2491

1) 12表中の総人員85戸209人のうち、65戸179人は南部邸入四番邸送の者である。

2) (1)は第1表から作成。(1)は在邸南部邸のどのような層がどの程度四番邸送となったかを参照するため掲げた。

④四番邸（武州八右衛門新田松平肥後抱屋敷）

以上のような入邸者と明らかに異なる傾向を示すが、四番邸入邸者である。第一二表は、明治二年の四番邸入邸者の動向である。同邸は開邸時期が同年一二月であるから、実質的には、この一二月一ヶ月間の入邸者数である。先の第三表によれば、三年九月までの同邸取扱総人員が二五名であるから、二年末の二〇九名との間に些程開きがない。三年に入ってから、同邸に入邸した者は極く僅かであったことになる。取扱総人員が少ないことも同邸の特色であるが、第一二表によって、復籍者もとても多く、次に脱邸者が続き、原野行きが僅か三世帯という結果は、これまで検討してきた諸邸と全く異なる傾向にあることがわかる。この点は、入邸者の出自を考え合せるならば、ありうべき結果である。すなわち、元新徴組四六世帯一五三人が入邸者の大部分を占め、是に箱館戦争降伏人二五世帯二九人を含めると、単に復籍すべき所を持たぬ無籍者とは規定できない、特殊な政治的経緯を辿った者達だったと判断されるからである。本表中八五世帯二〇九人のうち、六五世帯一七九人は二年四月、既に南部邸に収容されていた窮民であった。今、二年四月の南部邸在邸者とそのうちから四番邸に邸替えになった者との関連をみるために第一三表を作成すれば、先に戸籍調所の項で検討したように、刊法官から引き渡した元新徴組の南部邸在邸者が殆んどそのまま四番邸に移されていることが明らかになる。この他、先第三表の総人員に算入されていない、箱館戦争降伏人三九世帯一〇〇人が同邸に収容され、全員復籍している記録がある。

以上の諸点を勘考するならば、四番邸は、入邸前、反維新政権的政治経歴を持つ要注意人物を収容した所であったと言えよう。同邸が、他邸とは違い、府の中心部から隔絶した地に設けられているのも、政治的危険を考慮してのことであろう。元新徴組、箱館降伏人の中から多くの脱邸者を排出させている点も、彼らの在邸状態の一端を窺わせるものがある。

明治初期窮民授産史（北原）

第14表 二番邸窮民収容状況（明治2年10月21日～12月晦日）

月日 明治 2年	同 内 訳			出邸者		月日 明治 2年	同 内 訳			出邸者	在邸者
	入邸者	家族	独身	追而入	原野或ハ出邸病室行		在邸者	入邸者	家族		
10.21	64	17	1			12.1	5	2			373
10.22	168	45	3			2				31	342
23	38	11	2			3	2	1		308	36
25	339	84	13			4	272	43	2	108	200
27	1		1		167	5	141	35	6		341
28					1	6	5	1		2	346
29	1		1			7	157	37	5	1	504
11.2					249	8	1			1	505
5					146	9	4		4		327
7					47	10	5	1	1		187
8	251	60	8			11	96	23			手賄分 (26)
11					201	12	133	33	3		390
13	95	22	4			13	1			139	252
14	168	42	3			14	10	4			262
15	4		4			15	1		1		4
16	5	1				16	96	25	3		237
17	400	108	18		255	18	8	1		2	124
18	20	5	3			19	142	33	5		2
19	4	1				20	3		3		267
21	3	1			297	21	114	32	3		381
22					142	22	26	4	3		404
23					48	22	6	1	1		116
24	298	78	6		1	304	23	7			102
25	13	2	3			317	25	173	42	5	手賄分 92+(46)
26	3		3			320	26	17	6		3
27					290	31*	29			6	254
28	328	90	8		2	353*	30	4	1		256*
29	5	1			1	357					
30	9		9			368*	計	3648人			3316+ 手賄分 (72)

出所) 三井文庫所蔵史料 追956

1) *印は計算上と合致しない数値。

2) 手賄とは、賄屋から離れ、自給した者を示すと考えられる。したがって出邸者ではない。

3) 追而入とはこの場合は既に家族が入邸しておりこの時点で追而入邸した者を示す。

前掲抽録91頁から引用。

⑤二番邸……有籍の府下窮民層の場合

ここでは、先にみた士族層を除く、在籍農商の府内貧民について検討する。先の第三表で、諸邸収容の六三・八%を占める五八四七人が二番邸に収容されたことが示された。窮民収容開始の一〇月二日から、同年一二月晦日までの窮民収容状況を第一四表に示した。この六九日間に、三六四八人の府内無産化貧民が収容されたことになる。三年末までの同邸取扱総人員は五四八四人であるから、この二年末の二ヶ月間あまりで、約六七%の窮民が何らかの処遇を受けたことになる。表中、この間の同邸収容人員のピークは一〇月二五日の六〇九人であるが、これは例外的であり、平時は二〜四〇〇人前後とみられる。出邸者すべてが原野行きとなる訳ではないが、出邸者欄に一定度のまとまりのある数値がある場合は、原野行きと考えてよい。このことは、次に示す第一五表によって、出邸欄の数値に照応する人員が一〇

第15表 二番邸窮民原野行日程
(2年10月~12月間)

年月日	窮民数	世帯数	行先
2. 10. 26	169	49	東初富
11. 2	245	71	“ “
11. 5	155	38	“ “
11. 11	200	55	二北初富
11. 17	255	67	二北初富
11. 21	298	87	二北初富
11. 23	48	17	二北初富
11. 26	283	72	二北初富
12. 2	312	90	“ “
計	1965	546	

出所) 三井文庫所蔵史料 追881

1) 行先の牧内各地は後に村名となる。

月二六日〜一二月二日までの間、原野各牧に送られていたことから推測される。なお、一〇月二六日は、下総開墾事業開始以来、初めて、原野に東京窮民が送られた日である。

の、ここにみるような窮民の絶えざる出入があったからである。これら都市窮民の場合には、授産邸という名は似わ

第一四表中、入邸・出邸・在邸の各欄における数値の動きから、窮民の在邸期間は三〜四日の例が多いことが窺える。これは、士族層の場合と比べ、著しい違いである。彼らが、手職のなかった士族層とは異なり、無産同然とは言え、都市下層の有職層であったから、授産の銘目のもとに、何ヶ月も収容されている必要はなかったからである。同邸の収容人員が他邸を遙かに凌駕している

しいものではなく、原野行きに必要な心得方についての説論を受けるなど一応の態勢を整えるための仮宿泊所という程度の実態のものであった。

都市窮民の二番邸収容に至る経緯は凡そ左のごとくであったと考えられる。

二年三月、窮民処置策として下総開墾が発案されて以来、町方一般に対し開墾志願者募集が明らかにされたのは、一月一五日の町触が最初であった。志願者について、無籍無産者は東京府戸籍調所へ、町方人別の者は各町年寄へ各々申立てるべき旨触れられるとともに、「授産向大意規則」⁽³⁾なる下総開墾の授産内容も同時に公布された。この内容を要約的に紹介すれば、

一、開墾中は稼人別毎に白米を貸し渡す、貸渡米返納は、歛下年限六ケ年、一〇ケ年中に無利子で返納する。ただし、六〇才以上、一三才以下の老幼は扶助米を渡し、返納の要はない。

一、塩噌薪炭その他日用雑費は、隔日毎の農事外労働にて得る賃錢をもって宛てる。

一、居宅・農具の貸与

一、開墾地は、一世帯毎に手作地五反歩、家作地家一軒に付き五畝歩の下付

以上のように、自然条件の劣悪さ等を度外視した上では、再生産に要される必要労働部分の形式的保障がなされている。『府治類纂』(戸籍)中には、この町触によって開墾志願する都市窮民の扱い方を町役人に指示した覚がみられる。それによれば、志願の窮民は、「来廿六日迄ニ彼地江差遣候間廿五日迄ニ其区内中添年寄之内差添築地合引橋元土州屋敷江召連可罷出」とされ、その際、窮民は「日用之家具繕碗其外共其儘持參致し決而不売私様精々可申付事」と記されている。これによって、志願窮民は原野送りの前日に日用の身回り品持參で二番邸に入邸させられたものと考えられよう。先の町触に呼応して二番邸に集った窮民が多数いたことは第一四表の入邸者欄の数値の中に窺える。東京府は、

この反応の中に、開墾志願窮民の今後の応募多数なることを予測してか、直ちに、「下総国開墾局江窮民引渡方凡手順」なる規則を定め、町々役人に示した。この箇条中、

一、都而開墾局江引渡候窮民江者悉送り印鑑戸籍調所より相

渡右印鑑を確証といたし入邸被為致候事

印鑑雛形

何月幾日	何町何丁目
入邸	誰店 誰
	家族何人

これによって、開墾志願窮民の受け入れ窓口は東京府戸籍調所であり、ここを通して開墾行きの者は開墾局へ引渡され、戸籍調所発行の印鑑を以て、二番邸入邸となった手続経路がわかる。

では、次に開墾志願の都市窮民とは一体、いかなる生活実態を持った者達であったのか。この点については、既に前掲拙稿において具体例を示して置いたので、本稿では問題点のみを指摘して置こう。

原野行き都市窮民の場合、有職とは言え、日雇、次いで車力など、専門的手職を持たない都市下層雑業層が圧倒的に多数を占めること、概して世帯主の世代年齢が高く（四〇〜五〇代に集中していること）世帯構成員数は、戸籍調所長屋収容の士族層の場合二〜四人に偏在しているのに比すれば、有職都市窮民の場合は四〜五人と多くなっていること、などが特徴として挙げられる。これらの諸点は、彼らに敢えて開墾原野への移住を選択せしめた現実の閉塞状況を窺わせるものである。即ち、世帯主の手職による収入の不定性・僅少さは、当然のことながら、稼働年齢にある家族になんらかの稼ぎを強いたに違いないが、それらを合せもってすら、生活の維持が計れない窮民達であり、開墾志願者として下総原野に赴く以外、現実打壊の道がない者達であったということである。

(三) 授産邸内における窮民の生活

邸内における窮民処遇の論理は、労働能力ある窮民はすべて自らの稼ぎを前提に生活するということであつた。したがつて、飯米から衣類・農器具に至るまで貸与されるものであつて、無償で給付されるものではなかつた。入邸時の元手金壹両、および十日間の扶助米のみが無償で与えられるものであつた。もっとも、この論理に立つ以上、一人前の稼ぎが期待できない老幼病者には、一定度の生活保障の必要が生れてくる。以下は、邸内窮民処遇の規則の概略である。

- 一、入邸者に対しては最初の一日間、一日に付き白米四合五夕三才の扶助米給付
- 一、稼人(五九才以下一四才以上)は扶助米支給切れ後は、邸内外の諸稼ぎをもつて飯米購入に宛行ふ。
- 一、老(六〇才以上)、幼(二三才以下)に対しては、入邸中扶助米給付。老一日三合、幼一三才以下二合五夕、四才以下二合
- 一、病者一食一合五才の白米・雑用钱六四文、薬料手当の給付
- 一、生死手当一人に付き金壹両給付

この諸条をみるならば、稼人による邸内外の賃稼ぎが重要な比重を占めていたものであることがわかる。この賃稼ぎが、広義における「授産」である。これは時期に応じて次の様に変化した。

- 一、邸外の諸商い (二年六月……戸籍調所長屋)
- 一、雑用人足 (二年九月……一番邸)
- 一、授産機具使用による技術習得・賃稼ぎ(二年一月……二・三番邸)

第一の時期については、戸籍調所長屋の項で既に触れたが、この段階は、復籍を専らとして無籍無産者が收容されたのであつて、窮民收容施設としては極めて暫定的な体制でしなかつた。したがつて、徐々に長期化の容相が見え始めるとともに、邸内外賃稼ぎの問題が顕在化した。この段階では、窮民の労働力を組織的に利用しようとする考えもなかつたし、また、それを可能にする態勢も確立されていなかった。第二の時期に至ると、既に下総開墾が具体化され、窮

第16表 一番邸窮民人足賃高(明治2年8月23日~8月29日)

月 日	金 高	銭 高	銀 高	支 払 項 目
8. 23			78匁	草取并手伝人足13人分
24			1匁5分	文蔵草取出情
"	3分	500文		定用人足8人分
"	1両			下水掘人足
"	1両			定用仕事10人分
25	1両			受負仕事ノ内
26	1両		3匁	定用仕事10人
26	1両1分			受負仕事ノ内
27	1両2分			掘割人足
"	1両1分2朱		1匁5分	定用仕事14人
"	1朱			" 半人分
28	2両1分		3匁	掘割仕事
"	1両			定用仕事10人分
29	3分		3匁	掘割仕事8人分
"	1両1朱	312文		下水浚人足11人分

出所) 三井文庫史料所蔵 追913

民の開墾農民化の道も決定されていたが、会社側にいまだ準備体制整わず、原野および東京において、体制整備に努力が傾注されていた時期であった。そのため収容窮民の労働力利用もその準備に組み込まれ、二・三番邸宮繕の人足として利用された。この段階は手伝人足としての単純な力仕事が必要されたに過ぎず、技術的訓練を要せず、即多量の労働力として利用できる収容窮民は、会社にとっても都合の存在であった。第三の時期は、窮民出邸後の再生産確保の道を得させる努力が組織的になされたという点で、第一・第二の時期に比べ、数段の進展がみられる。二年一月には、邸内授産掛が各職目毎に定められ、技術伝授の教師も雇い入れられ、賃稼ぎとなるべき手職の授産が組織的に展開され始めた。第一については既述した。邸内窮民の日常生活の検討という意味において、第二の時期を採り上げ、その実態をみておきたい。なお、第三の時期を狭義の「授産」の本格化した時期と考えるので、次項の課題としたい。

一番邸を例に、二年八月二三日、晦日までの邸内窮民の人

足稼ぎの実態を窺うと第一六表のごとくとなる。表中の定用人足とは、邸内開墾、長屋修復および普請手伝等と想像される。下水掘・草取・下水浚等も土州・備前両邸普請修復の雑用人足である。この賃金は、「吾人ニ付銀六匁相渡」しとあることにより、これがほぼ基準の賃金であったと考えられる。

邸外の稼ぎとしては、屋台見世等の稼ぎの他、夜廻り番等も掲げられる。これは、築地関門内の開墾会社構内・駿河町・室町等日本橋周辺の夜廻りをするもので、一夜番銭一人銭一貫文を受けた。この種の稼ぎは、二年九月～三年一月に及んでいる。

稼人は、これら賃金を得て自らの飯料に宛てていた訳であるが、家族に老・幼、場合によっては、病者を抱えていた。彼等には一定の扶助があるとは言え、家族全体の生活を維持して行くのに必要な衣料・雑用品補頭等を考えれば、邸内の生活が決して安逸なものである筈はない。それにもまして、彼等の存在理由を否定する社会変動は精神生活における混乱・動揺・荒廃を生み出したのであり、邸内の生活規則への順応は易しいことではなかった。

この顕著な事例は、二年一月、一番邸に収容された八〇〇余名の箱館戦争降伏人の場合にみられる。三年二月、一番邸に左のごとき建札がたてられた。

天下の変遷人世之盛衰者古今之通常也幸ニして興国創業之代ニ仕るもの者其身微なりといへとも志を得不幸にして衰勢傾家之際ニ仕へるもの者其御志大なりといへとも志を得るニ能す終ニ民間ニ墜り如斯輩古今其例少からず是皆盛衰自然之理ニ候得者志を遂すして農商ニ帰するとも敢て慙る之謂なし苟も大丈夫たるもの者弥益其掲を慎ミ先修身齋家之基を立而して后再び出世之機を待へき之処近來自ら英雄と称る人多くハ一身生活之勉をしらず唯巧言之誹を求るのミ実以頑愚之至ニ候今般当邸へ入るもの者他を顧す只管生業を學ひ何事によらず会社より相授候業を勉勵致し帰農之名実相貫き速く修身齋家之基を可立申事

下総開墾局

官途に就くか、不幸にして民間に墜るかは自然の理によるのであって、自らの責任ではないとする説論の論理は、かつて同一階層に属し、現在、覇者となりえた者が敗者に対して用いた言葉として考えるなら、興味深い。それはともかく、この場合、この説論の調子の高さ、帰農への精進を諭す内容は、彼等の精神を奮い立たせるための一般的説論と考えられなくもない。しかし、翌三月、同邸授産掛惣代三名から御役御免の願書が出されている事実を考慮するならば、一般的説論と言いつても切ることができなくなろう。授産掛は、二年一月入邸の八〇〇余人の箱館戦争降伏人は自分等の手に負えないとして辞職を願ひ出たのである。恐らくは、窮民收容後の種々な問題の山積が、彼等にこのような拳に出ること余儀なくさせたのであろう。箱館戦争降伏人の強硬な不服従はその一契機をなしたに過ぎない。右に掲げた三年二月の一番邸建札も、このような「不穩」な状態のもとで出されたものと考えることにより、その懐柔的論理の所以が理解できる。

この「不穩」なる事態に対する開墾局、開墾会社の対応はいかなるものであったか。一言で言うならば、それは、管理体制の強化ということになる。先ず第一に、「窮民扱役」と称される内部監視役を窮民自身のうちから選び、これに以下のことを課すこととした。

邸内扱役江申渡之事

- 一、邸内申渡之儀并窮民願筋万事元扱可申候事
- 一、授産之儀ニ付不精之ものハ会社より申論候得共尚又右不心得之者江者可為申聞候事
- 一、都而邸内江申渡之儀相背亦者内々相挙り不且義有之候得者早速其段会社江相届ケ可申候事
- 一、扱役義威をふるひ不取扱之儀致申間敷万一心得違之ものハ速ニ相廃止引替可申候事
- 一、扱役手当之義ハ一ヶ月金貳百足ツ、相渡し可申候事（以下略）

要するに、下からの意向を捉えさせ、同時に「不宜義有之」者を摘発する内部の目を設けることであった。彼等に給

金を与えるという点が巧妙である。また、これと同時に、「囚究社」と称される一種の懲治監を設置した。囚究社入人数と該行為に対する規定の主なものは左のごとくである。

(囚究社入日数) (該当の処罰行為)

三、六日 門限遅れ

一〇日 授産掛へ偽り賃銭借越

三〇日 授産怠り

五〇日 授産掛役員申し付けの義を聞き入れない者

一〇〇日 授産掛より借用の諸道具を売払ひ、酒食代に遣った者

一五〇日 偽病を唱え、病室入り待遇を受けようとする者

二〇〇日 邸内喧嘩口論

罪の軽重からみて、開墾会社が重視するのは授産作業の怠惰と邸内不和である。特に、授産作業の怠慢に対する処罰規定が多い点は、これが現実頻発していた最大の難事であったことを推測させる。

(四) 授産邸内の授産の実態

この項で考察する授産は、前項で述べた第三期のそれに限定する。ここで考察すべき問題は、授産が何を旨指して、すなわち窮民出邸後の生活にいかなる位置を占めるべきものとして行われたのかということであるが、授産の実態を検討する過程で自ずとその解答も導き出される。

各邸内における授産は、この事業のプログラムに当初から組み込まれていた訳ではない。旧幕臣陪從層を中心とする

第17表 授産邸内授産品出来高(明治2年9月~3年10月)出所)三井文庫所蔵 追885

期 間	品 目	出来高	出来高内訳		
			壹番邸	二番邸	三番邸
明治2年9月~3年9月	小倉袴地	1,130反	939反	191反	
"	同着尺地	131反	131		
"	縞木綿	1,080反	710	329	41
"	生白木綿	1,788反	1,340	418	30
"	小倉鼻緒地	1419反		1419	
"	青嶋木綿	107反	107		
2.12~3.9	雲才織	2,993反			2,993
2.12~3.9	足袋底織地	227反			227
2.9~3.9	足袋紺白	1,252足	(三邸出来高内訳は以上のみ)		
2.9~3.9	大高紙	11箇			
"	半切紙	943本			
"	地政	44束			
"	仙花	48束			
"	大和塵紙	108束			
"	清長	20束			
"	漉返紙	469束	(但40把入)		
"	蠟燭	48,016挺	(但20匁掛匁掛4匁掛迄大小有之)		
2.11~3.9	水引	2,220把	(但1把60本結)		
"	元結	8,924玉	(但20把1玉つゝ)		
2.10~3.9	躰	131,970枚			
3.3~3.9	昆布刻	79,200片			
3.2~3.9	大黒傘	225本			
2.10~3.12	皮鼻緒	1,940足			
2.10~3.4	製墨	35,550挺			
2.10~3.6	煙草刻	20,250片			
2.10~3.9	炭団	18,000丸			
2.10~3.9	古釘直シ	3,060貫目			
2.11~3.9	眷米(玄米ニ而)	880石			
2.10~3.4	古綿打直シ	630貫目			
2.10~3.6	大高紙鼻緒	97,200足			
"	煙草入判紙	40,500枚			
2.10~3.9	紙張	10,800枚			
"	洩敷紙	14,400枚			
3.8~3.9	纏徳寺蒲団	1,200枚			
3.2~3.6	麻裏組	6,000把			
3.3~3.7	提灯	4,500張			
3.5~3.9	木綿糸	150貫目			

明治初期窮民授産史（北原）

第18表 授産諸邸入費総高（明治2年8月～3年12月）

項 目	金 高	百 分 比
明治2年8月～3年12月営繕入費	9,295,2 <small>四分</small> 永182,4 <small>文少</small>	22%
授産器械代	1,876,1 永121,1	4
老幼扶助米・入邸者牧地引移焚出	10,484, 永140,3	25
病室入用・生死手当	2,634,2 永136,3	6
世話役月給	806, 永250,5	2
諸詰所入用・小使給分・人足賃	2,829,1 永206,9	7
窮民貸渡米代	1,141, 永214,8	3
授産品売捌損金	8,194,2 永12,3	19
諸職教師人月給	2,394, 永135,	6
復籍入手当	1,274,1	3
盆暮休社中・窮民手当金	827,2 永145,5	2
窮民700人・10日之手当東京府へ上納	437,2	1
計	42,195,3 45,2	100

出所) 三井文庫所蔵史料 追992

無籍無産者を入邸させて初めてその必要性が認識されるに至ったと考えられる。次に引用する史料は二年八月(9)一九日のものであるが、この段階に至り邸内における授産が原野の窮民農舎完成までの暫定的措置として取り組まれた経緯を示している。

窮民共来ル九月小金表へ為引移可申なれとも其外差掛り活斗之道不相立段願出候ニ付不取敢左ニ職業授産度則

刻之煙草道具相授当座賃粉切為致并ニ機道具相授申度事

右ニ付葉食并機糸仕入方売捌方等御振合御荷寄被仰申度事

右之儀商社へ問合遣申候事

しかし、この様なすべり出しとは逆に一、二ヶ月のうちに授産体制が本格化するのには、授産が窮民出邸後の生計確保という点ばかりでなく、邸内窮民の生活規律の要めとしても有効かつ重要であったからであろう。第一七表は二年八月の発端から三年一〇月の間の各邸における授産作業の成果である。授産職目の間口の広さは専門的技術の伝授を目指したものでないことを示している。技術的訓練を要するものには教師を雇い入れているが、これも、あくまでも家計補助的、老幼婦女の手内職に留まるものとの意識されていた。したがって、ここを経過して、原野入りせず復籍していった者には都市雑業層の中に身を沈める道

しかないというのが現実であったと思われる。起立以来から三年二月までの諸授産邸入費総計は四二一九五両余であるが、授産諸器械代、同営繕費、授産品売捌損金、諸職教師人月給などを含めると、授産関係入費は約五〇%を占める。(第一八表参照) 入邸者に対する授産成果の上がらないことについては既に触れたが、原野入り窮民についても同様であったと思われる。開墾場では直ちに農業生産の成果は期待できないから、貸渡米制度などが設けられ、飯米確保の道もある程度保障されていた。すなわち、開墾と賃稼ぎを隔日交互に行い、この賃稼ぎの内容として開墾会社々員持地の小作開墾労働と授産邸内で授けられた手職を活用することが考えられていたのである。しかし、原野の厳しさは、会社役員、局吏員等の机上プランによる隔日開墾、隔日賃稼ぎという生活を容易には実現させなかった。一二年間に原野入りした東京窮民の大半が脱村してしまう事実は、何よりも有弁にこのことを物語る⁽¹⁰⁾。

以上をもって、開墾会社東京授産邸に関する考察を終るが、ここに収容された、明確に区別される二様の窮民の処遇の実態はほぼ把握された。これ等の窮民は労働能力のあることが前提にされて居り、しかも、開墾原野の労働単位が家族労働に置かれている以上、家族を形成しえない窮民は対象外であった。では、家族を形成せず、或いは労働能力(開墾労働)がないと判定された窮民層は一体いかなる活計の道があったのだろうか。次にこの点を検討する。

(一) 開墾会社に関する史料については、三井文庫所蔵史料、及び東京都公文書館開墾局関係史料によるが、史料典拠の個別的明示は、前掲拙稿参照のこと。

開墾会社に関しては、「開墾会社の成立と展開」とする別の一稿を予定している。開墾会社に関する本格的説明は、そこで行いたいと考えている。なお、開墾会社の会社組織に関する極く簡単な素描を左に示しておく。

開墾会社については、二年三月一〇日の下総開墾に関する行政官沙汰に対応して、三月一五日、府より提出された開墾基本方針案で具体的構想が示された。これに基づいて、開墾会社は、五月一九日、その全役員を貿易商社役員⁽¹¹⁾の兼務として出発した。

この折の役員構成は、総頭取一、頭取一、肝煎七名であった。(東京都公文書館蔵「法令類纂」四七巻、地理部、及び「東京府史料」拓地) 続いて、五月二八日、肝煎重掛一三名が命ぜられ、総勢二二名となった。会社役員がすべて貿易商社兼帯で

あった所から、開墾会社は同商社構内に併設された。（なお、下総開墾問題に関する私の最大の疑問の一つは、何故に開墾会社の母体を府下富商層の集合体である貿易商社に置くことが出来たのかという点である。如何に府内不穩であるとは言え、不隠状態の一過性とは異なる長期的係わりを要される開墾に積極的に応ずるには富商層の側にもそれなりの目算がなくてはならないからである。それが何であるのかという点である。更に、官側の管轄機関たる下総開墾局と開墾会社とはどのような関係にあったのかという点である。第二の点は史料的にみる限り、極めて不明確である。これらの点を次稿で解明したいと考えている。）開墾事業基金二〇万両が下げ渡された五月二十九日以降、下総原野における諸準備が本格的に取り組まれていく。会社役員は漸次増員されたものと思われるが、社中出資金等についての内規は二年一〇月末に至って、漸く定文化されている。

一、定

社中身元金規則左之通

一、金五千両 総頭取

一、金三千両 同並

一、金千両 頭取

一、金五百両 肝煎重掛

一、金三百両 肝煎

〔三井文庫所蔵史料 追八八一〕

この身元金規則が出来るまでの役員構成メンバーは極めて流動的であった模様であり、貿易商社が東京通商会社に改組される過程で多数の会社役員が増員されている。開墾会社のこの曖昧な態勢は、原野に於ける事業の難行化とともに是正が急務となる。そこで、漸く、三年二月、開墾会社・通商会社の合併による会社組織の全般的改組に際して、諸規則の明文化、事業遂行のための合理化が具体化されることになる。

既に、二年八月、開墾会社は旧牧地の予想外の狭さという理由で、当初予定した窮民二万人を半減、一万人の移住しか引き受けられないことを上申した。この二万人の東京窮民移住を前提に、三年三月二日、会社

開墾会社役員窮民引受員数見積

窮民引受位 窮単	役員数	窮民数
300	1	300
70	20	1,400
60	45	2,700
50	40	2,000
40	40	1,600
30	40	1,200
20	30	600
10	20	200
計	236	10,000

出所) 三井文庫所蔵史料 539-2

各役員の窮民引き受け割合が定められた。

これを基礎に、各役員の出資金(身元金)が算出されることになった。当初、この引き受け窮民一人に付き、会社役員は四町歩の土地割渡(窮民自身には一人に付五反、家作地五畝の土地無償交付)を受けられると目論まれていた。しかし、五年三月の段階では、以下の如き数値となっている。

小金佐倉牧一〇七三町〇一二六

現在窮民竈数一六七五竈(六〇五六人)

割渡地九二二町二五

残反別九二五一町七七二六(出所、都公文書館蔵明治四年「開墾局御用留」)これに基づけば窮民一人に付いての会社役員への割渡地は一町五二となる。

引受民一人に付当初の予定割渡地四町余の土地が、現実には一町余にしかならなかったことが、開墾会社内の結束を失わせ、多くの未処理の問題を抱えたまま、同年五月、会社解散に至った最大の原因であったと思われる。尚、この未処理の土地問題は、開墾農民への土地割渡を困難にし、農民と旧役員との間の明治末年にまで及ぶ裁判上の係争問題を惹起せしめた。

(2) 士族の称は、二年二月二日、中下大夫の呼称を廃し、総て士族、卒とする旨の布告をもって用いられるようになったものであり、これ以前の時期に関する開墾会社・局の史料中には「士分」の称が用いられている。しかし、本稿ではすべて士族の称に統一した。

(3) 「法令類纂」地理部。

(4)(5) 「府治類纂」戸籍。

(6) 三井文庫所蔵史料五三九―二。

(7)(8) 同右史料追八八五。

(9) 同右史料追八八〇。

(10) 東京窮民が原野に殆んど定着しなかったという点は、下総開墾を考える場合にも、また都市窮民の授産問題を考える場合にも重要な問題である。この定着率の算出結果を得た上で全体的考察をなすべきであることは言うまでもないが、膨大な作業量を要すること、一定期間を経て定着率を測るため問題が後年に及ぶ等の理由から、本稿では、戸籍法制定までの一連の窮民対

策という観点に問題を限定し、この点への具体的考察は後日に譲った。

3 教育所

東京府においては、次の三教育所が設けられた。

三田教育所 二年四月二十四日開設

麴町 ” ” 九月一四日 ”

高輪 ” ” 九月二七日 ”

このうち、もっとも早く設けられた三田教育所については、二年五月三日、左のような町触をもって公けされた。¹⁾

今般三田一丁目へ教育所御取建鰥寡孤独ノモノハ勿論其他厄介多ニシテ活計難相立飢渴ニ可及族ハ御撫育被成候間深仁ノ御趣意ヲ奉戴シ自今前書ノ通無告ノ窮民有之ハ取調ノ上市中ハ世話掛ノ中年寄在中ハ大年寄添書ヲ以教育所へ可訴出申

これによって、三田教育所は鰥寡孤独、および飢渴に及ぶ無告の窮民の救済施設であることが明らかにされた。三教育所の起立時から三年一〇月までの総救恤人員は第一九表のごとくである。同所廃止時点の四年一〇月までの総人員は、当然のことながら更に増加する筈である。ところで、三教育所はすべて同種の窮民を救済した訳ではなかった。三田教育所については、先の史料によって明らかであるが、麴町教育所についてはいかなる窮民を収容したか史料的に明確でない。しかし、三年五月、ここに大規模な授産所が設置されて

第19表 三教育所引受総人員

月日	教育所名	三田教育所	麴町教育所	高輪教育所	総計
2年10月	(10月25日)	1,813人	(10.22) 1,191	(10.17) 759 (10.30) 955	3,763人
3年10月1日		1,988人	2,418	1,180	5,586人

出所) 「東京府日誌」

1) () 内は調査時点

前掲拙稿75頁より引用

いることなどから類推し、三田と同様、稼働能力のある寡寡孤独の窮民を收容したと想定して誤りはないだろう。高輪の場合は、前二ヶ所とは明らかに異なる。すなわち、同所は二年九月一七日の乙食旧里引渡令の事後処置策として設けられ、老幼癡疾の收容を意図したのである。三教育所の具体的諸相を以下において検討する。

(一) 三教育所の財政的基礎

教育所が救済対象とした窮民は、旧幕以来都市に滞留しきった貧民の底辺層である。その点では、前節で検討した無産化政治的窮民の処置策としての下総開墾とは行政的発意の系譜が異なる。したがって、教育所設立の行政上の契機を求めるとすれば、二年二月五日の「府県施政順序」第八項、窮民救助⁽²⁾以外にはないと考えられる。三田教育所が、町触によってその存在が公けにされた二年五月の時点を二ヶ月溯る同年三月、既に開設準備が始められている事実は、この推定の有力な根拠となろう。

さて、府県施政順序第八項に示された窮民救助の財政的保障は極めて低いものであった。第八項の但書には、「貧院養院病院等其所費用部内設ル所ノ市街郡村ノ戸口ニ割賦シ多クハ公金ヲ費サルヘシ」(傍点…引用者)と記され、貧院設立を奨励しても、貧民税賦課など、新たな民費の収吸以外には財政的保障を示していない。⁽³⁾三田教育所の場合、その財源に窮し、当初、旧幕町会所引継の七分積金の一時流用がなされたのもやむをえない状態にあった。⁽⁴⁾しかし、これでは、いくら貧民救済が叫ばれても、維新という政治的変革期に増幅された窮民救済の実は上がらない。無籍無産の「政治的窮民」は下総開墾に「投入」されることになったとしても、「経済的窮民」の救済はとり残されたままとなる。これに対する財政的裏付けがなされるには、政情不安を予測させるような緊急要因が惹起しなければならぬ。

果して、二年夏は米穀不足の予測頻りであった。二年八月二五日、「藩雨ニ付節儉ノ詔ヲ発シ、官禄ノ内ヲ以テ救恤

「ニ充テシム」る旨の太政官布告⁽⁵⁾が達せられるに至る。続いて右布告に基づき、八月二八日、京都・東京の二府に対し、官員官禄の一部を割いて窮民扶助米⁽⁶⁾が与えられることになった。これが、東京府においては、教育所入費の財源となるのである。特に、麴町・高輪の二教育所は、この扶助米交付の布告が発せられて設立に至ったものと推断される。

ここで注目して置きたいことは、諸官々禄返上分を二府に限って、東京月々三千石、京都月々七百石、向う一ヶ年の定額扶助米を与えるという点である。扶助米高の明示は、窮民救済の枠を限定することであるが、他面、政策具体化への強制力を伴っている。それ程に、二府の安寧維持が政治的緊急課題として意識されたのだと言える。

起立以来から三年一〇月までの教育所経費は、都公文書館蔵「三教育所入費調」によれば、以下のごとくである。

一金貳拾貳万九千五百拾三兩 起立以来三教育所惣入用

永五百三拾壹文貳分六厘

内

五万八千三百七拾三兩

昨巳年大蔵省江弘ニ相立候分

永七百拾六文六分

指引錢

拾七万千百三拾九兩

是者御救助米三万石を以可相払分

永八百拾四文六分六厘

一玄米三万石

(米) 此金貳拾五万千百九兩永四百九拾三文七分

内

(米) 千九百六拾九石九斗壹升八勺 有米

(米) 此金壹万三千百三拾貳兩永七百三拾六文七分

但有米分当時相場兩ニ壹斗五升ニ見積之

貳万八千三拾石八升九合貳夕

此代金貳拾三万七千九百七拾六兩永七百五拾七文

但昨巳十月々午閏十月迄払高

右之内

拾七万千百三拾九兩

三教育所江払相済ひ分

永八百拾四文六分六厘

指引錢

七万九千九百六拾九兩

永六百七拾九文四厘

すなわち、教育所入費は扶助米三万石と「大蔵省江払ニ相立候分」五万八千兩余で賄われたことがわかる。この表現は聊か不明瞭であるが、当然、「東京府が」を補って考えるべきであるから、二年三月の三田教育所起立以来から三万石扶助米交付の決定があった八月末までの約五ヶ月間の入費については大蔵省が代替払いしたものをこの精算時点で東京府が支払ったと解してよいだろう。この財源は大名上地邸下金が当てられた。なお、この史料には、左のような付箋があり、それによって今後の展望を知ることができる。

「本文残金高之内三教育所入費平均一ヶ月金八千兩之積ヲ以算用仕候へハ凡十ヶ月閏十月々未六月ニ而皆渡相成申候」

すなわち、今後月々八千兩の支出によって三教育所を維持して行くならば、四年六月で資金がなくなると目算している。果して、四年四月、「右残金モ些少ニ相成当月限（四月引用者）」尽果此余救恤授業引続方如何致可然（き哉とする）」き哉とする東京府から大蔵省宛の嘆願書を通して、扶助米三万石が払底になったことが知られる。

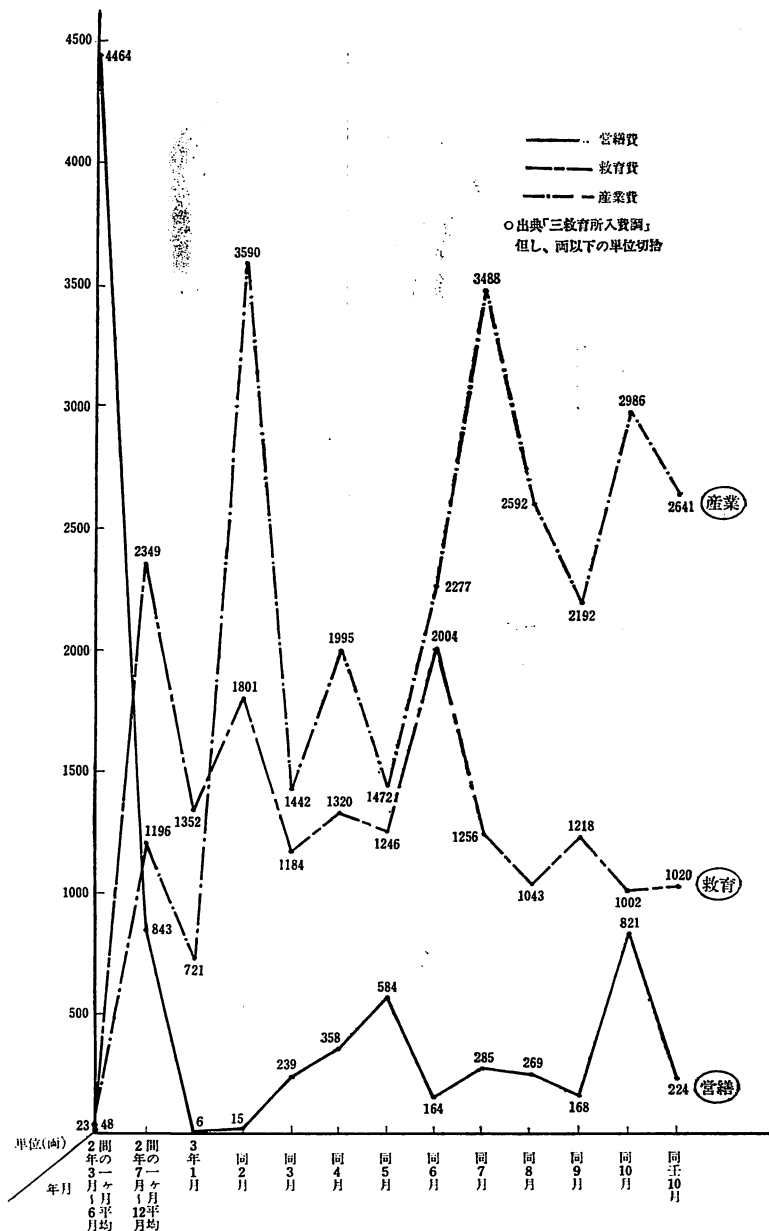
各教育所入費は第二〇表に示した。この表中、各教育所経費算出期間と入用扶持米算出期間との若干のずれはあるが、先の第一九表に掲げた総人員数によつて窮民一人あたりの概略の入費を算出すれば、三田教育所が一人六六両、麴町三〇両、高輪一八両となる。もっとも、高輪教育所は三田教育所の管轄下に置かれ、起立以来三年六月迄の入用扶持米は三田教育所入用分のうちから渡されている。したがつて、この分約一万両前後と推定し、これを三田入費から差し引き、高輪分に算入すると、三田の場合一人あたり五〇両前後、高輪の場合一八両前後となる。入費の上で各教育所間に大きな懸隔があるのはどうも詭じまらぬ。

第20表 三教育所入費高（明治2年9月～3年10月）

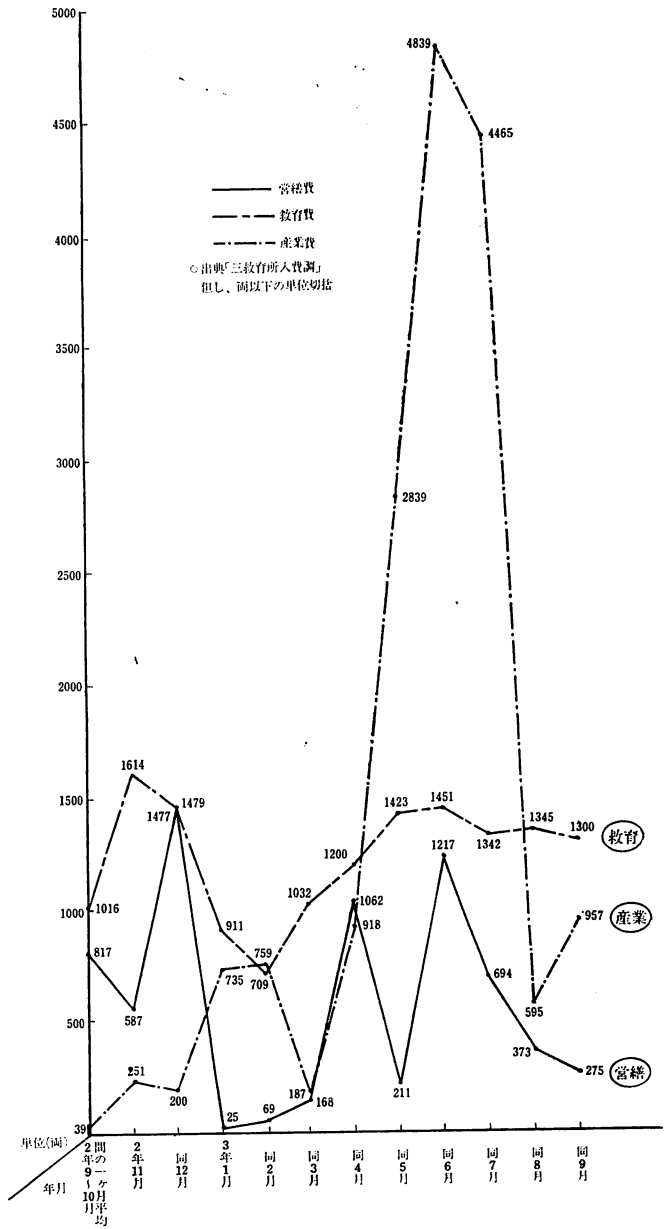
教育所名	期 間	産業、教育、営繕費總計	期 間	支那米・和米入費高	各教育所別總計
三田教育所	2年10月～3年10月	87,680両永355文75	2年10月～3年10月	(支那米)25,245両3分永75文8 (和米)20,008両1分永106文5	132,934両永538文5
麴町	2.9～3.9	40,300両2分永211文	2.11～3.11	(支那米)25,799両1分永34文4 (和米)7,391両2分永45文	73,491両永540文4
高輪	2.9～3.10	16,528両2分永163文01	3.7～3.11	(支那米)5,312両永141文6 (和米)100両2分永185文7	21,941両永490文31
出所) 「三教育所入費調」				總 計	228,367両永569文21
1) 總計額に町会所渡の1,145両3分3朱、錢249文を加え、起立以来總入用は229,513両、永531文2分6厘となる。					

この点を検討するために、各教育所支出項目毎の月別経費を表出すると次の各図のようになる。教育・産業・営繕の各項目について、原史料には説明はないが、産業とは授産関係の材料購入等を中心とする費用、営繕とは、普請、修理

第2図 三田教育所項目別入費高變動（明治2年3月～3年壬10月）

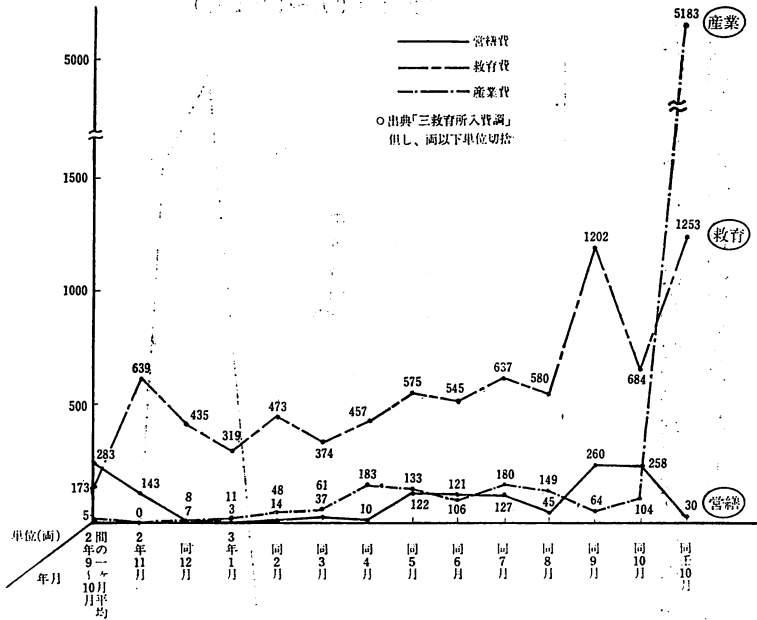


第3図 麴町教育所項目別入費変動
（明治2年9月～3年9月）



等の費用、教育は窮民教育に必要な諸経費の総計と推定しておく、ただし、教育には扶持米高は算入されていない。三田教育所が他二所に比べて顕著に異なる点は、設立当初の営繕費の膨大なこと、産業費が多額なことである。これに比べ、麴町の場合、三年五～七月間の産業費の異常な急増振りを除けば、産業・営繕ともに低い。高輪の場合には三

第4図 高輪教育所項目別入費高變動(明治2年9月~3年壬10月)



年閏一〇月の産業入費の急増を除けば、麴町より更に一段と産業・養育費の低い点が特徴的である。教育費の月毎の変動は、收容窮民の増減によると考えてよい。

(二) 教育所收容窮民の実態

前項で検討した結果得られた数値を教育所の内容と併せ考察し、收容窮民の実態像に結び付けておく必要がある。

① 三田教育所

三田教育所については、「規則書」⁽¹¹⁾によって、窮民收容施設としての内容の概略が知られる。

一、教育所内生活は家族を単位とする。ただし、三才以上の者には門札を所持させる。

一、男女八才以上は、米麦一日一人五合、三才七才までは同四合、〇才は同一合五勺扶助

一、三才以上一日二四文つつの紙料支給

一、一竈毎に炭団一日大一つ、中二つ支給

一、衣類、布団のない者には支給

明治初期窮民授産史（北原）

第21表 三田教育所授産内容（明治2年7月～11月）

明治二年	授産職種	人員	賃銭（1日1人ニ付）
7月～	綿掛職	20人	上（百目ニ付）148文，中（〃）100文， 下（〃）72文
	開墾	80	定用1日 216文
	紙漉	13 (内4人小人)	上 248文，中 216文，子供 72文
	附木	2	200文
	車力	15	将監バシカ高輪 300文（1輛ニ付）
8月～	繭糸引	16	上 48文，並 32文
	水汲	2	100文
	焚出方	41	248文
	米舂	20	米1斗ニ付48文
	挽割麦製	26	世話方（1人）248文，人足（14人） 124文，盲人（11人）100文
9月～	桶職	2	200文
	道造	26	148文
10月～	細工場世話	6	1ヶ月1人 500文
10.22～	木綿糸取	47	（目方10目ニ付）48文
10.14～	綿ごみ選	250	手当なし
〃	綿晒方	20	〃
〃	鼻緒縫	68	（10足ニ付）24文
〃	〃前坪縫		（50足ニ付）32文
〃	〃仕上習	1	72文
〃	小倉男帯		10本織上り 600文
〃	糸繰	12	48文
〃	機場手伝	1	150文
〃	機織	10	幅織1疋上り 600文
11.1	繭糸大繰	3	24文
11.22	めいせん曳	150	手当なし（小児）
	元結より	15	1□ニ付80文

出所）『東京市史稿』市街篇第50巻P616「明治二己年諸職御手当帳」

第22表 教育所入窮民事例（明治3年）

番号	二番邸入月日	出身町名	店主名	世帯構成	年令	教育所人員	備考
1	明治2年10月2日	小石川水戸町	武蔵店	野平 娘	40 7	} 3	
2	2.11.17	牛込弁天町	庄二郎店	つる 悴	26 5		} 2
3	2.11.28	麻布桜田町	新吉店	鎌吉 妻悴	45 29 5	} 4	
4	2.10.23	"	□七店	つね	61		1
5	2.10.25	小石川水戸町	武蔵店	新蔵 妻	70 64	} 2	
6	2.11.28	麴町谷町	尚五郎店	安五郎 妻悴	(ママ) 57 12		} 2
7	3. 8.16	三河町三丁目	組合持店	庄次郎 母娘悴	47 78 7	} 3	
8	3. 4.21	麴町一丁目	五兵工店	伝兵工 妻娘	55 39 6		} 3

9	3. 4. 18	下谷万年町	忠吉店	米次郎後家 悻娘孫	3 62 26 5 3	4	いさり
10	2. 10. 22	"	定吉店	しけ娘	56 17	2	
11	3. 11. 7	松島町	喜兵エ店	常吉妻	68 63	1	午7月4日病死
12	3. 9. 1	三河町三丁目裏町	次三郎店	房吉妻悻	49 36 5 2	3	午壬10月20日病死
13	3. 4. 21	四ツ谷箆笥町	悦藏店	くま	62	1	
14	3. 2. 19	湯島多門町	直次郎店	金次郎後家 娘	46 20	2	聾
15	2. 12. 5	旧幕臣早川銀次郎元家来		岩井孝藏妻悻	64 62 41	1	午8月6日病死 午4月21日脱邸
16		八街三番より帰邸之者		亀吉	44	1	心気不定
17	3. 4. 18	白金村	勝五郎店	勝次郎妹	16 11	1	午7月5日脱邸

出所) 三井文庫所蔵史料 別2517

1) 年令は明治三年現在

一、病者には相応の手当をなし、出産錢一貫文、死亡は死者の年令に依り金一兩〇錢一貫五〇〇文までを支給
一、一才以上七〇才以下の男女には開墾および手業を習得させ、賃錢を支給

一、右仕業の賃錢は半分を積錢とし、衣類等の調達に当てるか、出所の際の一時金とす。

一、門限時刻内の出入は許可

以上によって、三田教育所内においても、授産が大きい比重を占めていたことが窺える。同所で窮民に課した賃稼ぎの一端を第二一表に示した。この表において、七〇八月時の雑多な職種による賃稼ぎは、先の二図で明らかのように、いまだ「産業費」への投資も低く、教育所内授産事業も準備期であったため、窮民は教育所内雑事も含めて雑多な職による賃稼ぎにしか向けられなかったのであろう。恐らく二年一〇月段階より授産体制もやゝ本格化したものごとく、機織等も導入されている。先図におけるこの頃よりの産業費の増大は、授産体制の進展を示すものと言える。教育所収容の窮民は抑も稼働能力を何らかの事情で喪失し、窮した者達である。いかに産業費の増大があっても、その増加率に比列した生産性の昂りが期待できるとは言えない。ここで救恤の対象となった窮民とは、一体いかなる生活を持つ者達であったのかを見ておく必要があろう。

右に示すのは、開墾会社二番邸収容の都市窮民のうち、開墾場入りが出来ず、教育所に回された者達の一部の実態である。教育所収容窮民についての具体的イメージが得られるよう、史料に手を加えずそのまま表出した。備考欄の脱邸、病死の事実、世帯員の構成等からして、開墾場における原野開墾能力の期待出来ない者達であることが推察される。しかし、彼等に労働能力が全くないという訳ではない。ただ、開墾労働というような、身体壮健者の労働能力を前提に家族協業を予定した労働能力がないというに過ぎない。こういった生活実態にある貧窮者に何らかの手業を習得させ、経済的自立の一応の用途を立てさせるといのが教育所設立の目的であった。例えば、三年一〇月一日、「男女百六十五

人家族共職業出精活計可相立者に付、願之通出院申付⁽¹²⁾」けたとする記録は、授産の成果のあった者の存在を示す一例であらう。

教育所が以上に述べたような窮民救済機関であったとすれば、教育所入りしたとしても、原野開墾の労働力を期待できる層もいた筈である。現に、開墾会社授産掛に対し、「教育所より小金行願之もの⁽¹³⁾の取扱方に関する史料の存在は、教育所↓開墾場行というコースを述べた窮民も何人かあったことを窺わせる。

このように見てくれば、下総小金開墾と教育所というものが、設置の行政的根拠は全く異なるものの、開墾労働に耐えうるか否かによって窮民を選別した、各々相互補完の関係に立つ窮民救済機関であることが明瞭となる。

②高輪教育所

次に、同じく教育所の名は冠しているものの、授産施設というよりむしろ一種の懲治監たる存在の高輪教育所について触れておく。

高輪教育所は、二年九月一七日の乞食旧里引渡令に基づいて設置された。⁽¹⁴⁾

東京中非人乞食共此度於本府夫々取調廢疾老幼之外壯健ノ者ハ旧里へ引渡候ニ付藩県ニて受取候上ハ以後再度管轄外へ不立出様程度処置可致事

ここでは、壮健の者は旧里に引き渡すとしても、帰すべき旧里の不明な者、および旧里が府内にあっても引取人のない者、或いは老幼廢疾をどうするかについて全く触れていない。これ等の層の処遇の具体策が用意されなければ、乞食旧里引き渡しの実も上がらない。高輪教育所は、これ等引取先のない多数の底辺の窮民の存在を予測し、彼等の強制収容を意図して設置されたものであった。

前項における同教育所の経費の概観から、同所の特異性は既に予測出来た。先表によって、起立（二年九月一七日）以

来三年閏一〇月まで、二一、九四一兩永四九〇文余を要している。先に見た通り、各教育所一人当りの入費高は高輪の場合が最低で、三田と比べ窮民一人当りにして、ほぼ二分の一に相当する低額であった。また、入費総計の低さの他、四図によって、同所の營繕費の僅少な事も他教育所と異なる特異な点であった。これ等すべては收容施設としての劣悪さを物語る以外のなにもでもない。この施設上の劣悪さに加えて、窮民処遇の残酷さを示すものは次の数値である。

第23表 高輪教育所收容窮民の動向
(明治二年9月27日~10月30日)

総人員		955人
内訳		
婦	籍	63人
三	所	8
彈	育	4
断	下	1
病	引	79
出	渡	307
在	死	462
	奔	
	邸	

出所) 東京公文書館蔵「蔵深川鉤錢座窮民取扱賞典」
前掲抽稿75頁より引用

(第三表) ここで注目すべきことは、開所以来一ヶ月にして総人員九五五人中出奔者が約三分の一、病死者が一割弱に達する点である。これは、同所の窮民取扱案に⁽¹⁵⁾

- 一、無宿・野非人・乞食の強制收容を計る。
- 一、收容者に授産と教戒を加える。
- 一、收容者は、男子細髻奴鬘、女子丸額剃揚として、逃亡の嚴禁を計る。

一、老幼癡疾を收容する。

らである。また、これは同所が廢疾の收容をその目的の一つとしていたことにも起因する。なぜならば、授産を通して窮民の社会への再帰を計った他の教育所と異なり、同所が社会からの窮民の隔離を意図して設けられたものであるからである。私は、窮民の最低辺部分——当時の社会が稼働力の可能性すら否定した部分——の收容を意図した高輪教育所の設置をもって、東京府において明治二年に展開された一連の窮民対策は、貧民選別の展開を成し遂げたという意味において一応の完結点に達したと考える。

(1) 東京都公文書館蔵「東京府日誌」

(2) 『法令全書』明治二年第一一七

(3) しかし、貧民税は設けられなかった。これは、近代日本の構造的深部に係わる問題である。維新政府が救貧の財源に窮しつても敢えて貧民税を設けなかったのは、救貧は天皇の仁恵によってのみ可能なのだとすることが、民衆レベルへの天皇制原理の直接的滲透に最も有効な方途と考えられたからである。政情が流動的、不安定的状況であれば、それだけ却って性急にその国家意志が喧伝される。二年八月二五日（註(5)参照）の詔書はその一証左であろう。町会所七分積金が維新政府によって積極的に継続されていかなかった根本的理由は、一種の貧民税たる七分積金の精神を継承する論理が維新政府にはなかったということである。

(4) 都史紀要第八「七分積金始末」（昭和二六年）

(5) 『法令全書』明治二年第八〇一

(6) 右同書、明治二年、第八一五

八月二五日の詔書に基づく同月二八日の扶助米交付について、京都府に対しては、

「……第一注意可致ハ管轄内良民ニテ平常極貧ナルモノ當時弥窮迫乞食ニ陥ラントスル等実ニ可憐之至ニ候故……」（留守官京都府知事へ通牒）明治二年八月二八日（明治前期家族法資料）第一巻第一冊四〇頁」とされ、救恤の対象は平常極貧なる者であることがわかる。我国の近代救貧体系においては天災等による一時的窮迫化については寛大、緊急な処置がなされるのに比し、恒常的救済を要する窮民への処置は厳しいことが特徴的だとされている。この点からするならば、明治初年のこの処置は異例に属するものであり、それだけ政治的色彩を帯びたものだと言える。

(7) この財源については、二年八月二五日太政官布告を以て開始された府下諸藩邸上地跡の桑茶園仕立に際して取立てるべき雑税を以て宛てる筈であったが（参照、都史紀要第十一「農業」（昭和二六年））現実には、この桑茶園化も予定通りには進展せず税収入も期待通りにはいかなかった。そこで、

「……去ル巳年以來御扶持米三万石ノ辻往十ヶ月引当ニテ御下ヶ渡相成其他上邸私下ヶ金ノ内ヲ以夫々遣払諸税、金ノ儀ハ是迄救助ニ引当不申悉御省（『大蔵省』引用者）へ上納致シ候儀ニ有之其外桑茶税等ハ未相起全前書三万石并邸宅私下ヶ代金ノ内ヨリ仕払相立候処……」（東京都公文書館蔵「法令類纂」賞典賑恤部）（傍点引用者）右引用史料中傍点を付した所に明らか

な様に、上地邸払下ケ金が宛てられていたのである。

(8) 「法令類纂」賞典賑恤部

(9) この後、四年六月段階まで、三教育所引継に関する嘆願が出され(註(7)参照)、東京府の意向が事業継続にあったことを知り得る。しかし、二年八月二五日の詔書に基づいて出された扶助米は実際は、月々三千石、十ヶ月間総計三万石であり、中央政府の側には、その後、この資金を継続する意図はなかったと考えられる。三年七月一七日、左の如き沙汰書が出される。

一 東京府

府下授産所生産相開候段偏ニ府中一同誘導行届候ヨリ窮民共職業ニ基キ御教育御趣意相頭レ御満足被為在候弥以職業相励候様可申諭事」(『法令全書』三年第四六八)

授産事業の実際の進展からみて特筆すべき成果があるとは考えられないこの時期に、この様な沙汰書が出されることを如何に解すべきか。この点については、中央政府が前述の件への資金継続の意志がなく、東京府の嘆願を断念させるための方策であったと解することで解決される。一片の沙汰書が有効に活かされたのである。

(10) 東京都公文書館蔵「三田教育所請取諸色高遣払勘定帳」による高輪教育所の遺高分から推定

(11) 『東京市史稿』市街篇第五〇卷六一〇頁

(12) 「東京府日誌」

(13) 三井文庫所蔵史料 追八八二

(14) 『法令全書』明治二年第八八三

(15) 東京都公文書館蔵「於深川鑄銭座窮民取扱賞典」

おわりに

以上、各々の窮民收容施設の検討を通して、その実態を明らかに出来たと考える。無籍の士族層の復籍化に重要な役割を担った戸籍調所長屋(南部邸)、開墾会社東京授産邸、三教育所の設置過程は、そのまま、貧民の選別過程であったことが指摘できた。また、これらは、各々系譜の異なる窮民救済機関でありながら、その実態においては、各々相互補

完の関係にあることも明らかに出来た。本論では、これらの施設設置の過程がそのまま貧民選別の展開過程であるという点に注目するが故に、考察対象を明治二年の窮民収容施設の実態の検討に限定して来た。しかし、窮民授産策の政策的動機が、無籍無産の政治的浮浪士の復籍化の過程で生成されてきたものであることが明らかになった現在、この問題が、本来、維新史の総過程の中に正しく位置付けられるべきものであることも誰しも否定しないだろう。

幕末・維新时期を世直し状況と捉える観点は多くの新しい史実を歴史分析の俎にのぼせたが、その分析対象は世直しの意志を形成しえた、ある意味では「幸福」な層に限られていたのである。したがって、この観点によっては、そういった意志形成をなしえなかった層への接近は期待できない。

以上のような批判を踏まえ、窮民授産問題を維新史の中に正統な位置を得させるべく検討することを今後の課題と考える。